

第 1 5 回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成 20 年 4 月 11 日(金) 13:30 ~
場所 かでる 2・7 820 研修室

1 開 会

2 議 事

- (1) 第 2 回提案の状況について
- (2) 分野別審議について
- (3) 継続審議案件（プラチナウイーク）について
- (4) 次回委員会について
- (5) その他

3 閉 会

【配付資料】

- | | |
|------|--|
| 資料 1 | 道州制特区提案の状況 |
| 資料 2 | 道民提案検討テーマ別分類一覧表(継続検討分 74 件) |
| 資料 3 | 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表
(「産業・雇用」 継続検討分) |
| 資料 4 | 道民意向調査(案) |
| 参考資料 | 平成 19 年度道民提案の検討・整理状況 |

第15回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委員】

氏 名	現 職	備 考
五十嵐 智嘉子	(社)北海道総合研究調査会常務理事	副 会 長
井 上 久 志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会 長
佐 藤 克 廣	北海学園大学法学部教授	欠 席
林 美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター	
福 士 明	札幌大学法学部教授	欠 席
宮 田 昌 利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
山 本 光 子	(株)電通北海道プランニングディレクター	

(50 音順)

【事務局】

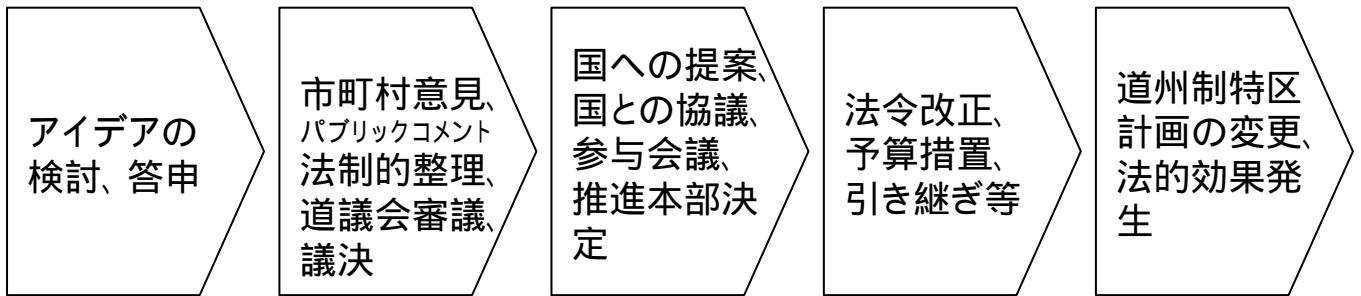
氏 名	役 職
川 城 邦 彦	北海道企画振興部地域主権局長
出 光 英 哉	北海道企画振興部地域主権局次長
志 田 文 毅	北海道企画振興部地域主権局参事
渡 辺 明 彦	北海道企画振興部地域主権局参事

道州制特区提案の状況

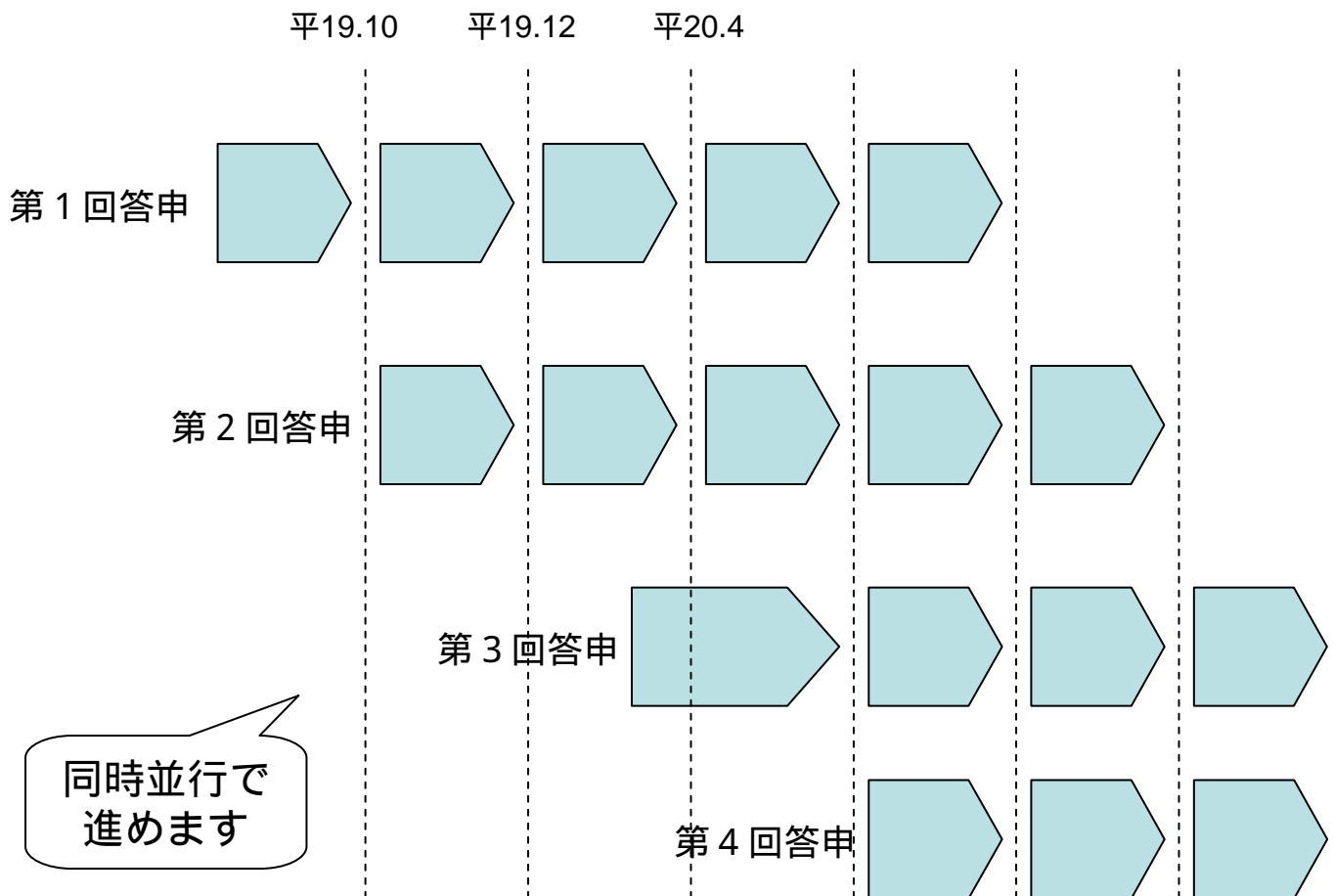
区分	権限 移譲	税 財源	関与 廃止	条例 範囲 拡大	その他 法令の 制定 廃	国への 提案時期等
地域医療	札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更					20年度中の法令改正により届出廃止
	労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大					19年12月の政令改正により全国で実現済
	地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大					北海道のニーズを見極めつつ継続検討
食の安全・安心	JAS法に基づく監督権限の移譲					20年度中の政令改正により全国で実現
くらしの安全・安心	水道法に基づく監督権限の移譲					20年度中の法令改正により21年度移譲
環境	国土利用の規制権限等の移譲					
	人工林資源の一体的な管理体制の構築					
	森林関係審議会の統合					
	廃棄物処理法に基づく権限の移譲					
観光	特定免税店制度の創設					H19/12/18 第2回答申
	国際観光振興業務特別地区の設定					H20/3/26 道議会議決
	企業立地促進法に基づく権限の移譲					H20/3/31 国へ正式提案
	外国人人材受入れの促進					
	地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大					
地方自治	町内会事業法人制度の創設					
	法定受託事務の自治事務化					

(注) 「権限移譲」等の分類は、提案の代表的な性格を参考までに分類したものであり、確定したものではない。

道州制特区提案の流れ



(アイデアの検討から法的効果の発生まで、5つの段階を経ていきます)



道民提案 検討テーマ別分類一覧表 (継続検討分 74件)

大分類	A: 地域医療対策	B: 農林水産業の振興	C: 土地利用規制	D: 経済振興対策	E: 雇用対策	F: 環境保全
	G: 子育て支援	H: 地域振興対策	I: 教育・学校	J: 福祉	Z: その他	

産業・雇用

大分類	中分類	小分類	細分類	主たる実現手法の例						摘要	考慮すべき事項
				権限	関与	規制	特例	法令	制約		
<金融関連>											
D	その他	金融市場の活性化	66: 金融自由化						○	—	システム整備経費
D	その他	金融市場の活性化	67: 新総合金融市場の創設						○	—	システム整備経費
D	その他	その他	92: 時差の導入 (金融自由化)						○	—	システム整備経費
D	その他	金融市場の活性化	219: 北海道為替市場創設						○	—	システム整備経費
D	その他	その他	223: 地域通貨の導入等						○	地域通貨の製造・発行の権能	道外との関係 (為替)
<貿易・物流・人流関連>											
D	その他	物流・人材移動の活性化	69: 自由貿易地域指定						○	新法制定 (課税免除、CIQ 業務移管、査証発給特例)	道外との関係 (査証)
D	その他	空港の活性化	75: 空港の一括管理	○						国管理空港の管理権限	今後の空港整備費用
D	その他	空港の活性化	221: 千歳空港のハブ空港化	○						国管理空港の管理権限	今後の空港整備費用
<運輸関連>											
D	その他	物流・人材移動の活性化	72: トラックコンテナの国際基準化 【トラック】						○	車両制限 (長さなど ISO 規格)	道外との関係 (交通)、交通安全確保
D	その他	物流・人材移動の活性化	220: 船用コンテナの国際基準に則した牽引車両の導入 【トラック】						○	車両制限 (長さなど ISO 規格)	道外との関係 (交通)、交通安全確保
D	その他	その他	222: 路線バスの合理的運行による経営改善 【バス】						○	乗車定員 (11 人未満)	
D	その他	タクシー	89: 法定 3 ヶ月点検の撤廃 【タクシー】						○	タクシー法定 3 ヶ月点検 (廃止)	交通安全確保
D	その他	タクシー	90: 需給調整 【タクシー】	○						緊急調整地域の指定権限	
D	その他	自営業者の経営安定化	80: 自家用貨物自動車の車検延長 【自家用貨物】						○	車検 (自家用貨物の延長)	交通安全確保
D	その他	その他	94: 自動車等の潜在需要掘り起こし 【自家用】						○	車検 (自家用の 6 ヶ月車検)	道税収入
<観光関連>											
D	観光振興	観光客誘致	54: カジノの振興						○	特例法制定 (違法性阻却)	治安、青少年への影響
D	観光振興	観光客誘致	215: (小樽市への) カジノの設置 (誘致)						○	特例法制定 (違法性阻却)	治安、青少年への影響
D	観光振興	観光客誘致	55: 民宿・ファームインの活性化						○	酒造免許基準 (年間製造数量)、牛乳製造基準 (殺菌基準など)	食安全確保
D	観光振興	観光客誘致	216: 酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供						○	牛乳製造基準 (殺菌基準など)	食安全確保
D	観光振興	観光客誘致	58: ビザ発給要件の緩和						○	査証発給基準	道外との関係 (道内のみ) の滞在確保、治安
D	観光振興	観光業振興	64: 自家用車による旅客共同送迎						○	旅客自動車運送事業許可基準 (一定の条件下で自家用車)	交通安全確保
D	観光振興	観光業振興	65: 有料顧客送迎に係る権限移譲	○						旅客自動車運送事業の許可権限、第 2 種免許廃止	交通安全確保
<地場産業等関連>											
B	農業の振興	農業生産力の向上	25: 課税の免除 【農業】						○	課税免除 (固定資産税、軽油引取税)、減収補てん	除雪用途区分の判断
B	農業の振興	その他	33: 自家用貨物自動車の車検延長 【農業】						○	車検 (自家用貨物の延長)	交通安全確保
D	その他	地場産業育成	76: 酒造免許付与権限の移譲 【地場産業】	○						酒造免許権限	
D	その他	地場産業育成	79: 食品の機能成分表示制度 【食品産業】	○						効能表示基準の設定権限	食安全確保
D	その他	その他	96: 不動産短期賃貸借契約の簡便化 【不動産業】						○	重要事項説明 (書面手交)	消費者保護
D	その他	その他	98: 理容師・美容師の垣根撤廃 【理容業・美容業】						○	理容師の美容業、美容師の理容業	
<バイオエネルギー関連>											
B	農業の振興	遊休地の活用	30: 遊休農地を活用した燃料生産						○	課税免除 (ガソリン税)	
F	環境保全	バイオ燃料	108: バイオ燃料の普及促進						○	課税免除 (ガソリン税)	
F	環境保全	バイオ燃料	109: バイオ軽油の非課税化						○	課税免除 (軽油引取税)、減収補てん	
F	環境保全	バイオ燃料	110: 遊休農地を活用した燃料生産						○	課税免除 (ガソリン税)	
F	環境保全	バイオ燃料	224: バイオ燃料生産業務特別地区の設定による投資減税						○	新法制定 (国税・地方税の投資減税、減収補てん)	
<外国人雇用関連>											
A	医療従事者の地域偏在是正	看護職員確保	10: 外国人人材受入れの促進 【看護師】						○	看護師試験の免除	水準の確保、国で取組中
D	その他	IT 産業振興	87: 中国人短期滞在ビザ免除 【IT 技術者】						○	短期滞在査証の免除	道外との関係 (道内のみ) の滞在確保

地域再生

大分類	中分類	小分類	細分類	主たる実現手法の例					摘要	考慮すべき事項
				権限移譲	関与廃止	規制緩和	特例措置	法令制定		
<「時」関連>										
D	その他	金融市場の活性化	*66 金融自由化（時差）				○		特別法制定（北海道標準時の設定）	道外との関係
D	その他	その他	*92 時差の導入（時差）				○		特別法制定（北海道標準時の設定）	道外との関係
D	その他	その他	93 サマータイムの導入				○		特別法制定（北海道サマータイム時の設定）	道外との関係
I	教育・学校	教育・学校	188 青春時間				○		—	学校以外との関係
<交通関連>										
H	離島振興	特有の負担解消	161 課税の免除				○		課税免除（自動車税・ガソリン税）	
H	地域活性化	道民に対する優遇措置	165 自家用車の車検延長				○		車検（自家用の延長）	交通安全確保
H	地域活性化	道民に対する優遇措置	234 一年車検の一部撤廃				○		車検（自家用貨物・営業用の延長）	交通安全確保
H	地域活性化	独自基準の設定	236 道路交通法の特例（高速道路の制限時速）				○		速度規制（一般道制限時速 70km）	交通安全確保
<医療関連>										
A	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務確保	2 地域での臨床研修義務化【研修医】				○		研修医の地方勤務義務付け	医師の道外流出
A	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務確保	3 潜在医師・外国人医師の招致【退職医】				○		定年退職年齢見直し	予算確保
A	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務確保	*3 潜在医師・外国人医師の招致【外国人医】				○		医師国家試験の免除	水準（インフォームド）の確保
A	医療従事者の地域偏在是正	地方への派遣システム	4 期間限定交代制の導入【医師派遣】				○		病院管理者要件に地域勤務の追加	医師の道外流出
A	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務誘導	7 診療報酬の特例措置【診療報酬】				○		地方勤務の診療報酬加算	道外との関係（全国ルール制）
A	医療従事者の地域偏在是正	看護職員確保	8 看護学校の定員増・奨学金拡充【看護師増】					○	—	予算確保、定員割れの実態
A	医療従事者の地域偏在是正	看護職員確保	9 養成施設指定権限移譲等【看護師等養成施設】	○					看護師等養成施設の指定権限	教育水準等の確保
A	医療従事者の地域偏在是正	看護職員確保	206 保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等【看護師等養成施設】	○					看護師等養成施設に係る基準設定権限、指定権限	教育水準等の確保
A	地方病院の経営健全化	地方の実態に即した医療従事者の配置	12 標準医師数の算定方法緩和【医師配置数】				○		医師配置基準特例の緩和、特例措置の延長	過剰労働、延長は現在も可能
A	地方病院の経営健全化	地方の実態に即した医療従事者の配置	13 看護職員の配置基準緩和【看護師配置数】				○		看護職員配置基準の緩和、夜勤制限の緩和	道外との関係（全国ルール制）、過剰労働
A	地方病院の経営健全化	地方の実態に即した医療従事者の配置	207 病院、診療所の人員及び施設の基準【医療施設】	○					人員・施設基準の設定権限	過剰労働
<福祉関連>										
J	福祉	福祉	194 寄付金の損金処理制度				○		税控除（法人税等の寄付金控除）	
J	福祉	福祉	198 福祉有償運送の規制緩和				○		運送区域（所在市町村以外の市町村）	
J	福祉	福祉	199 介護サービス事業所等の指定	○					事業所等の指定要件の設定権限	道外との関係（サービス水準）
J	福祉	福祉	242 介護サービス事業所等の指定基準	○					事業所等の指定要件の設定権限	道外との関係（サービス水準）
<教育関連>										
I	教育・学校	教育・学校	241 研究開発学校の指定	○					研究開発学校の指定権限	道外との関係（転編入学、大学入学）
<食・住関連>										
H	地域活性化	道民に対する優遇措置	235 移住促進				○		農用地区域除外要件の緩和、農地転用規制の緩和	
H	地域活性化	独自基準の設定	174 水道法				○		塩素消毒規制の緩和	食安全確保
<地方自治関連>										
B	林業の振興	資源の有効活用	37 森林管理の一元化	○					国有林の管理権限	
B	林業の振興	資源の有効活用	209 国有林・道有林の維持管理の一元化	○					国有林の管理権限	
H	地方自治の強化	基礎自治体の強化	125 2重、3重行政の解消	○					機能統合	
H	地方自治の強化	役割分担の明確化	131 2重、3重行政の解消	○					機能統合	
H	地方自治の強化	役割分担の明確化	228 1級及び2級河川の維持管理の一元化	○					維持管理権限	
H	地方自治の強化	役割分担の明確化	229 国道、道道の維持管理の一元化	○					維持管理権限	
H	地域活性化	その他	176 都市再生緊急整備地域の指定	○					交付金の配分権限	
C	土地利用一般	土地の有効活用	47 用途制限の緩和				○		用途制限の緩和	
C	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大	51 国の関与の縮小				○		補助採択の国関与の縮小	
C	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大	212 土地利用規制の決定に係る国の協議・同意の廃止				○		国の協議・同意の廃止	
H	地方自治の強化	基礎自治体の強化	123 政令市等の法定要件緩和				○		人口要件の緩和	
H	地方自治の強化	基礎自治体の強化	225 政令市、中核市の要件緩和				○		人口要件の緩和	
H	地方自治の強化	役割分担の明確化	130 負担金制度の廃止				○		事業に係る直轄負担金の負担軽減	
H	地方自治の強化	役割分担の明確化	227 国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止				○		維持管理に係る直轄負担金の負担軽減	
H	地方自治の強化	基礎自治体の強化	124 道から市町村への権限移譲	○					道から市町村への権限移譲	
H	地方自治の強化	基礎自治体の強化	226 道道の管理の特例	○					道から市町村への権限移譲	

産業・雇用

【継続検討分】 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案として検討すべきもの】

<金融関連>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
(大分類：D 経済振興対策 - 中分類：その他)										
金融市場の活性化	66 金融自由化	北海道の位置を利用し、東京より早く金融市場が開くように時差を設け、金融自由化を行う。	2	2	(時差) ・ 日本の標準時は、標準時二関スル件（明治28年勅令167号）で定められている。 ・ 明治28年から昭和12年まで、日本には中央標準時（明石標準時）と西部標準時（台湾など）の2つの標準時があった。 ・ 標準時は、経度15度で1時間ずれる。日本の標準時は明石を通る東経135度が基準であり、それより15度東の東経15度は、ウルップ島を通過している。 (金融自由化) ・ 証券取引所の開業時間は、総理大臣認可の業務規程で定めることとなっている。 ・ 金融市場については国際化が進んでおり、例えば、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。	(時差) ・ 特例法の制定 (金融自由化) (特段の法令等の支障なし)	【メリット】 ・ 北海道の独自性を強く打ち出し、「日本の中の外国」ともいえるような異彩を放つ地域として磨きをかける。 ・ 東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。 【デメリット】 ・ システム整備などに経費がかかる。		経) 商工金融課 地域主権局参事	3048D 3049D
	67 新総合金融市場の創設	東京より1時間早く市場を開設し、NYと東京の空白を少しでも埋め、北海道経済の活性化に繋げる。	1	1	・ 金融市場については国際化が進んでおり、例えば、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。	(特段の法令等の支障なし)	【メリット】 ・ 東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。 【デメリット】 ・ システム整備などに経費がかかる。		経) 商工金融課	3070D
その他	92 時差の導入	北海道の自立効果を上げ観光意識を高めるため時差を設ける。また、時差と金融自由化を連動させる。	3	1	(時差) ・ 日本の標準時は、標準時二関スル件（明治28年勅令167号）で定められている。 ・ 明治28年から昭和12年まで、日本には中央標準時（明石標準時）と西部標準時（台湾など）の2つの標準時があった。 ・ 標準時は、経度15度で1時間ずれる。日本の標準時は明石を通る東経135度が基準であり、それより15度東の東経15度は、ウルップ島を通過している。 (金融自由化) ・ 証券取引所の開業時間は、総理大臣認可の業務規程で定めることとなっている。 ・ 金融市場については国際化が進んでおり、例えば、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。 ・ 現在、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。	(時差) ・ 特例法の制定 (金融自由化) (特段の法令等の支障なし)	【メリット】 ・ 北海道の独自性を強く打ち出し、「日本の中の外国」ともいえるような異彩を放つ地域として磨きをかける。 ・ 東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。 【デメリット】 ・ システム整備に経費がかかる。 ・ 夏はともかく冬季において道民理解が得られるか。		企) 地域主権局参事 経) 商工金融課	3048D* 3049D* 3073D
金融市場の活性化	219 金融市場の活性化	北海道は夜明けが早いことを利用して、札幌で為替市場を作る。	1	1		(特段の法令等の支障なし)	【メリット】 ・ 現在、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われているところであるが、東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。 【デメリット】 ・ システム整備などに経費がかかる。		経) 商工金融課	1205D
その他	223 地域通貨の導入等	道州制完全実施時に、円と換金性を保証する地域通貨を導入し、生活消費財の自地域完全自給自足化や、変動国内地域通貨制などを導入する。	1	1	・ 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律により、通貨の単位を「円」とし、通貨は、政府の発行する貨幣及び日本銀行が発行する日本銀行券と定められており（§2）、貨幣の製造及び発行の権能は政府に属するとされている（§4）。	・ 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の改正	【デメリット】 ・ 変動国内地域通貨制の導入により、為替リスクが生じ、道内経済に悪影響を及ぼす可能性がある。 ・ 為替リスク、偽造リスクの管理体制について、新たな組織を設ける必要がある。		企) 地域主権局	3202D

<貿易・物流・人流関連>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
(大分類：D 経済振興対策 — 中分類：その他)										
物流・人材移動の活性化	69 自由貿易地域指定	道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、C I Q業務の移管や税の優遇、査証発給の特例措置を行う。	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄振興特別措置法により、沖縄では、観光振興地域に係る特例措置（法人税など）、沖縄型特定免税制度に係る特例措置（関税の免税）、航空機燃料税の軽減措置、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区や金融業務特別地区などに係る特例措置（法人税など）、自由貿易地域・特別自由貿易地域に係る特例措置（所得税・法人税、関税など）などが講じられている。 ・ 「自由貿易地域」あるいは「特別自由貿易地域」といった地域については「沖縄振興特別措置法」に基づいて指定されており、沖縄県以外を対象地域となっていない。 ・ C I Q業務については、地方支分部局との連携共同事業として地方公共団体職員の出向を行っている。 ・ 固定資産税については、現行制度において、市町村が公益等の事由により課税免除等を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由貿易地域を定める法律の新規制定 ・ 出入国管理及び難民認定法、関税法、検疫法の改正 ・ 税条例に基づく課税免除等の適用 ・ 税の減免措置 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自由貿易地域内に立地する企業への税の減免により、区域内への企業立地が促進される。 ・ 自由貿易地域内においては関税の減免制度があるので、貿易の拡大に繋がる。 ・ 固定資産税の軽減により企業立地が促進される。 ・ 道の意志でC I Q人員の増減が可能となる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税の基本である公平の原則と矛盾する。 ・ 交付税による減収補てんがなかった場合、市町村への財政運営への影響が懸念される。 ・ C I Q業務は国家保安上の基本的責務であるため、業務移管した場合の厳正執行に対する不安。 		経 商業経済交流課 市町村課、交通企画課	1204D 2012D
空港の活性化	75 空港の一括管理	道内の第2種A空港の移管を受け、海外エアラインの誘致や道内空港の活性化を図る。	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港整備法及び施行令により、道内空港は次のとおり設置・管理されている（法§4及び§5、令§1）。 ◇第2種A空港（国設置・国管理） 新千歳、稚内、函館、釧路 ◇第2種B空港（国設置・市管理） 旭川、帯広 ◇第3種空港（道設置・道管理） 女満別、中標津、紋別、利尻、礼文、奥尻 ◇その他飛行場（防衛省との共用飛行場） 丘珠 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空法、空港整備法、特別会計に関する法律（旧空港整備特別会計法）の改正 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港及び付帯施設を、住民に身近な行政主体である北海道が管理することになり、これらの有効活用策及び利用者の利便性の向上策に主体的に取り組むことができる。 ・ 空港の着陸料等の収入が道の歳入となり、第三種空港に係る管理費用の収支不足分を賄える可能性がある。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港整備に係る道の負担が増えることが考えられ、現在の4空港と第三種空港に係る管理費用と、今後見込まれる整備費用をあわせると、新千歳空港を含む着陸料等の収入では、収支が不足する可能性がある。（また、空港用地を買い取ることとなった場合の費用負担について、精査する必要がある。） ・ 道が管理を行うことにより、多数の管理要員が新たに必要となるため、国の職員の受入れ等、人件費の負担増が見込まれる。 		企 新幹線・交通企画局 参事建）建設政策課	3075D 3107D
	221 千歳空港のハブ空港化	千歳空港をハブ化し離発着の料金を下げ、世界に通用する空港を目指し、そこから得た収益を北海道の収益とする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ グローバル化の進展に伴う人や物の移動の増大に対応するため、新千歳空港の国際拠点空港化に取り組んでいるところ。 ・ 空港整備法及び施行令により、道内空港は次のとおり設置・管理されている（法§4及び§5、令§1）。 ◇第2種A空港（国設置・国管理） 新千歳、稚内、函館、釧路 ◇第2種B空港（国設置・市管理） 旭川、帯広 ◇第3種空港（道設置・道管理） 女満別、中標津、紋別、利尻、礼文、奥尻 ◇その他飛行場（防衛省との共用飛行場） 丘珠 		<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港及び付帯施設を、住民に身近な行政主体である北海道が管理することになり、これらの有効活用策及び利用者の利便性の向上策に主体的に取り組むことができる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港整備に係る道の負担が増えることが考えられ、空港に係る管理費用と、今後見込まれる整備費用をあわせると、着陸料等の収入だけでは収支が不足する可能性がある。 ・ 道が管理を行うことにより、多数の管理要員が新たに必要となるため、国の定員の受入れ等、人件費の負担増が見込まれる。 		企 新幹線・交通企画局 参事建）	1204D

<運輸関連>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			重複	除く						
(大分類：D 経済振興対策 — 中分類：その他)										
物流・人材移動の活性化	72 トラックコンテナの国際基準化	トラックコンテナに国際基準を取り入れる。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道路法により、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両の幅・重量・高さ・長さ・最高限度が決められており（§47①）、具体的な数値については、車両制限令§3）、貨物が特殊でやむを得ない場合に道路管理者が許可したときのみ通行可能（§47-2①）。 コンテナは、国際大型コンテナと国内コンテナに大別され、それぞれISO規格ならびにJIS規格。海上コンテナは、世界中の港での効率的な荷役を実現するためにISO規格を満たすコンテナをいい、日本で独自の規格のJRコンテナと区別される。なお、海上コンテナのサイズについては、ISO規格で定められており、この規格を取り入れるかどうかに関する法的規制はない。 ISO規格に合致したコンテナであっても、サイズによっては車両で搬送する際に幅、重量、長さ(12m)、高さ等について道路法上に制約（具体的な数値は車両制限令§7）があるため、道路管理者に対して通行の許可を得なければならない場合がある。したがって、ISO規格で最大の45フィートコンテナ（長さ13.7m）は道路法§47②で通行できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 車両制限令§3の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 海外からの積荷の45フィートコンテナを、手続きなしでトレーラーで搬送できれば、物流の効率化につながる。 【デメリット】 道路事情によっては、安全に通行できないことが考えられる。 	企 地域主 権局	10750	
	220 船用コンテナの国際基準に則した牽引車両の導入	トラックのシャーシの基準を変えて、国際コンテナが直接積めるようにし、コスト削減による競争力のコンテナに国際基準を取り入れる。	1	1	(NO.72に同じ)	(NO.72に同じ)	(NO.72に同じ)	企 地域主 権局	1210D	
その他	222 路線バスの合理的運行による経営改善	路線バスの経営改善のため、マイクロバスやワンボックスカーを利用できるようにする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に言われる「路線バス」とは、道路運送法§3に基づく「一般乗合旅客自動車運送事業」のことを指しており、§4により国土交通大臣の許可が必要。 許可は、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針」により、乗車人員は11人以上と定められているが、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力を明らかに確保されると認められる場合（地域公共交通会議の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等）には、11人未満の乗車定員とすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針」における乗車定員規定の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 【デメリット】 一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針における乗車人員の規定は、車両に乗りきれない乗客（乗り残し）を発生させないためのものであり、乗り残しの問題が発生しないと認められる場合については、現行制度においても、乗車人員の緩和が可能である。 一方、バス事業者が自由に車種を選定した場合、輸送需要に見合わない車種の導入等により、急な乗車需要の増加に対応できない場合など、乗り残しを発生させるおそれがある。 	企 交通企 画課	1209D	
タクシー	89 法定3カ月点検の撤廃	車両性能の向上で修理箇所発見がほとんどないため、点検を廃止し、休車などの負担軽減を図る。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送車両法により、自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、3ヶ月ごとに技術上の基準により自動車を点検しなければならない（§48①I）。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送車両法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 タクシー事業運営の安定化など 【デメリット】 車両の安全性に対する不安 	企 地域主 権局参 事	1078D	
	90 需給調整	過当競争で事故が増加するなどしているため、地域の実情に即した需給調整を行う。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法により、一般旅客自動車運送事業は、自動車数等を記載した事業計画などの申請書を提出し、国土交通大臣の許可が必要（§4）。 車両数の増減は、基本的には事業者の経営判断に委ねられているが、特定の地域において供給輸送力が輸送需要量に対し著しく過剰になっており車両の増加により輸送の安全や利便を確保することが困難となる恐れがある場合などは、大臣が期間を定めて緊急調整地域として指定し、新規許可や事業計画の変更（増車）ができない（§8）。 平成14年にタクシーの需給調整規制が見直されて以来、車両数が増加傾向にあり、経営面からも厳しい状況にあることから、事業者からも規制の見直しについて要望が出されている。 ※ 国土交通省で、緊急調整措置について地域実情に応じた弾力的運用が可能か検討が進められていると聞いている。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 タクシー事業運営の安定化など 【デメリット】 業界内での競争原理が働かなくなることによる価格上昇など 	企 交通企 画課	1079D	

<運輸関連(つづき)>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
自営業者の経営安定化	80 自家用貨物自動車の車検延長	農業者、漁業者、個人の商工業者などの経営安定のため、自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送車両法により、自家用貨物自動車(自動車運送事業者が貨物輸送事業に使用するもの)の車検期間については、新規登録後初回は2年後、以降は1年毎に行うこととなっている(§61、§62)。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送車両法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ 事業における経費節減など。 【デメリット】 ・ 車両の安全性に対する不安 		企)交通企画課	3009D
その他	94 自動車等の潜在需要掘り起こし	夏期のみ利用したり、夏期と冬期で乗り分ける人向けに6カ月車検を導入し、潜在需要を掘り起こす。	2	2	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送車両法により、自動車(原付自転車及び126~250cc以下のバイクを除く。250cc超バイク(小型自動車)を含む)は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ運行の用に供してはならない(§58、§61)。250cc超バイク(小型自動車)の車検期間は、新規登録後初回は3年後、以降は2年毎に行うこととなっている。 地方税法により、自動車税は、原則として4月1日現在の所有者に1年分の税額を課税(§147、§148)。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送車両法の改正 地方税法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ 夏季期間のみの運転希望で車両購入を控えている者の潜在需要の掘り起こしにつながる。 ・ 自動車の使用期間によっては、税負担が軽減される。 【デメリット】 ・ 行政事務の繁雑化及び行政コストが増加する。 ・ 道税収入(自動車税)の減 		総)税務課(企)地域主権局参事	3053D 3079D

<観光関連>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			重複 除く							
(大分類：D 経済振興対策 — 中分類：観光振興)										
観光客誘致	54 カジノの整備	外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税収の拡大を図る。	4	3	<ul style="list-style-type: none"> 本道においては、一部地域においてカジノに関する調査・研究に取り組む動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえた十分な議論がなされていなく、道内世論も盛り上がっていない状況にある。 カジノに関しては、平成16年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。 なお、カジノに係る行為は、刑法§185・§186に規定する罪の構成要件に該当する行為。また、カジノ特区に関しては、他県より平成16年に構造改革特区提案(5次)がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 違法性を阻却する特別法の制定 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ 経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化 ・ 新たなエンターテインメント産業の創出 ・ 自治体施行による新たな収益金の確保 【デメリット】 ・ 暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念 ・ 青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念 ・ インフラ整備などによる社会的コストの発生 		知 知事政策部参事 経 観光のくりに推進局参事、商業経済交流課(総務課)	3047D 3050D 3071D 30742*
	215 カジノの設置 (小樽市へのカジノの誘致)	カジノを設置できるようにする。 (小樽市が魅力あふれる観光地であり続けるために観光振興策として、カジノの誘致を行う)(小樽市に外国人のみが行うことができるカジノを作り、F1などを開催するなどして各国の富裕層を誘致する)	3	3	(NO.54に同じ)	(NO.54に同じ)	(NO.54に同じ)		知 知事政策部参事	1213D 1235D 3203D
	55 民宿・ファームインの活性化	自家製果実酒やしほりたて牛乳を提供できるよう、酒税法や食品衛生法の規制を緩和する。	2	2	(自家製果実酒) <ul style="list-style-type: none"> 酒税法により、酒類に水以外の物品を混和した場合は、新たに酒類を製造したものとみなされ(§43)、製造免許が必要(§7①)となるが、年間製造数量が一定規模以上でなければ免許を受けることができない(§7②)で果実酒は年間6kl以上。 (牛乳) <ul style="list-style-type: none"> 牛乳を含む乳等は、次の理由により、一般食品とは別に省令(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令)を定め、特に厳しい基準が定められている。 ① 栄養価が高い反面、製品内で容易に細菌が増殖 ② 日常生活で大量に消費され、事故発生時は被害が大規模 ③ 乳幼児、病者など抵抗力の弱い人達の栄養補給に用いられている。 製造基準等は、国が科学的評価のうえ規定 ① 生乳：比重・酸度・細菌数 ② 製造工程：許可施設で一貫してろ過、殺菌、小分け、密栓を実施 ③ 殺菌基準：63℃30分 ④ 保存基準：殺菌後直ちに10℃以下に冷却保存 ⑤ 成分規格：細菌数、大腸菌群、酸度、比重、乳脂肪分、無脂乳固形分など 	(自家製果実酒) <ul style="list-style-type: none"> 酒税法の改正 (牛乳) <ul style="list-style-type: none"> 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表のうち次のものの廃止等 ・ 二の(一)の(5)(乳処理業の許可を受けた施設で一貫した処理) ・ 二の(二)の(1)の2(加熱殺菌) 	(自家製果実酒) <ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ 観光の振興が図られる。 【デメリット】 ・ 改正内容(小規模でも免許可等)によっては製造者に新たな酒税負担が生じる。 ・ 衛生面での不安。 ・ 非課税とする論拠が薄い(税負担の公平性)。 (牛乳) <ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ 観光の振興が図られる。 【デメリット】 ・ 衛生管理が不十分となり、牛乳を原因とした食中毒が発生する可能性がある。 ・ 全国的に食に対する信頼が揺らいでいる中で、食中毒が発生した場合には、牛乳のみならず道産食品全体への悪影響が懸念される。 ・ 食中毒等が発生した場合、道が提案等をした責任を問われることも想定され、権限と責任は道が持つという相当の覚悟が必要。 	企 地域主権局参事	3060D 3062D	
	216 酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供	酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳を提供できるようにする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 牛乳の製造にあたっては、食品衛生法(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令)に基づく乳処理業の許可を受けた施設で、製造基準等を遵守した上で処理することが義務づけられており、酪農家の民宿で牛乳を提供する場合も小規模な施設を整備した上で提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> 酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳について、牛乳の製造基準の適用を除外する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ 観光の振興が図られる。 ・ (食品衛生上のメリットはない) 【デメリット】 ・ 簡易殺菌した牛乳の提供について、現行の法令基準と同等の安全性確保のしくみが確立されなければ、不十分な衛生管理による食中毒の発生や、それに伴う風評被害が懸念される。 	保 食品衛生課	1232D	

<観光関連（つづき）>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
観光客誘致	5 8 ビザ発給要件の緩和	北海道限定のビザ無し入国対象国の拡大や観光数次ビザの発給を行う。	2	2	<ul style="list-style-type: none"> 出入国管理及び難民認定法により、国際約束や日本の通告により日本国領事館等の査証を必要とされない場合を除き、上陸しようとする外国人は、有効な旅券で日本国領事館等の査証を受けたものを所持しなければならない（§6①）。 査証については、国が定めた要件を満たし、査証発給が適当と判断される場合に、発給がされるもの。 国は62の国と地域との間に一般査証免除措置を実施している。 このうち、本道への来道者が多い、台湾、香港、韓国、オーストラリアは90日以内、シンガポールは3か月以内の滞在について、査証免除。 中国については、修学旅行生に対する査証免除措置済（H16.9.1～）。 	<ul style="list-style-type: none"> 国のデジタル・ジャパン・キャンペーンの重点市場国である中国、タイを対象とした規制緩和 ※ 国のデジタル・ジャパン・キャンペーンの重点市場国（12市場）中国、香港、韓国、台湾、オーストラリア、シンガポール、タイ、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> 入国査証発給基準の緩和、廃止により、査証の発給が促進され、または、査証の発給が不要となるため、査証取得経費や取得に係る時間の節減が図られるため、海外から本道への観光旅行が促進される。 観光数次査証の発給により、観光旅行の利便性が向上する。 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> 査証は、我が国に入国しようとする外国人の入国及び滞在が差し支えないことの判断を示すものであるため、その判断なくして出入国管理当局に対して上陸申請がなされることとなる。 	<p>経）観光のくりにづくり推進局参事</p>	1030D 1034D	
観光業振興	6 4 自家用車による旅客共同送迎	旅客の利便性向上と宿泊施設の労力低減のため、施設の共同による自家用車による有料送迎を行う。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法により、旅客自動車運送事業は国土交通大臣の許可（§4）が必要とされ、旅客の生命をあずかる運送事業者が旅客の安全を確保できる体制を整備しているかを審査。 道路運送法では、自家用車による有償運送を認める制度として、市町村が自ら行う市町村運営有償運送、または、NPO等が行う「過疎地有償運送」及び「福祉有償運送」（§78）が認められており、大臣の登録（§79）が必要。いずれも既存の一般旅客自動車運送事業では必要な旅客輸送の確保が困難な場合に限定して認められるもの。 なお、自家用車による近隣の他のホテルへの送迎を行う場合については、利用者からの運賃及び他のホテルからの送迎に係る委託料等の対価のいずれも受け取らない場合には、無償運送として、現行法規上でも認められるケースがありうると思われることから、個々のケースの検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法の位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設利用者の利便性向上など。 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> 旅客運送に必要な安全を担保できなくなる可能性がある。 	<p>企）交通企画課</p>	1036D	
	6 5 体験観光事業者が行う有料顧客送迎に係る権限移譲	体験観光事業者が行う有料の顧客送迎について、道路運送法等に基づく国の権限を道に移譲する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法により、旅客自動車運送業は国土交通大臣の許可（§4）が必要とされ、旅客の生命をあずかる運送事業者が旅客の安全を確保できる体制を整備しているかを審査。 道路運送法に基づく旅客運送事業に係る全ての許可は、国土交通省（窓口は全道8か所の運輸支局）が一元的に行っている。 道路運送法により、旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ第二種免許が必要とされる（§86）。なお、第二種免許は、旅客等の安全を確保するため、第一種免許より高度の適性、技能及び知識を必要とし、受験資格も厳しい。 さらに、車両区分ごとの死亡事故発生状況や車両の大型化等、免許制度上の事故防止対策を講ずる必要から、平成19年6月には改正道交法が施行され、中型第二種免許が新設された。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令（道路運送法、道路交通法）の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> 自動車の種類に応じた第二種免許を有せず、旅客事業運送が可能となる。 観光の活性化による本道経済の活性化 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> 本件の「体験観光事業者による特定地域での有料顧客送迎」に係る許可のみ道へ移譲した場合には、行政効率の低下が懸念される。 仮に、届出制への移行を検討するとしても、許可制度と同等の基準による運送の安全確保を担保する仕組みを別に整備する必要があると考える。 旅客の安全性の確保に支障をきたす。 	<p>企）交通企画課 交通企画課</p>	4006D	

<地場産業等関連>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			重複	除く						
(大分類：B 農林水産業の振興 — 中分類：農業の振興)										
農業生産力の向上	25 課税の免除	堅固なビニールハウスや排雪のための動力源となる軽油について、課税免除とする。併せて地方税の免除に伴う減収補てん措置。	3	3	<ul style="list-style-type: none"> (地方税の課税免除) <ul style="list-style-type: none"> 地方税法により、公益上その他の事由により課税を不適当とする場合において条例により課税免除できる(§6)。(固定資産税) 土地や家屋などの固定資産の所有者に対し1月1日を賦課期日として、その固定資産の所在する市町村から賦課。 地方税法により、天災その他特別の事情がある者など担税力の薄弱な者等に対し、条例により減免できる(§367)。(堅固なビニールハウスの固定資産税) 「農業用施設用地の評価等に関する留意事項について」(平成11年9月29日付け自治省税務局資産評価室長通知)などに基づき課税している。 <ul style="list-style-type: none"> 家屋認定：基礎コンクリート、骨組鉄骨屋根及び周壁ガラス張りの農業用温室等 家屋外認定：畜舎、堆肥舎、季節的にビニールを取り外すことが常態のビニールハウス等 (軽油引取税の課税免除) <ul style="list-style-type: none"> 地方税法により、農業に係る軽油引取税の課税免除は、耕うん、播種、施肥、脱穀など直接的な農作業に係る機械等に使用するものみに認められており(§700-6)、ビニールハウス等の除雪に使用する軽油については課税免除の対象とはなっていない。 (減収補てん制度) <ul style="list-style-type: none"> 国の政策的配慮から個別の立法措置により地方団体が行う課税免除等について、製造の事業の用に直接供する工業生産設備の新増設等に限り普通交付税の算定において基準財政収入額から控除。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法の改正 税条例に基づく課税免除等の適用(特区によらなくても可能) 個別の立法措置による減収補てん措置の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> コスト低減につながる。 税負担の軽減により園芸施設等の取得が促進される。 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> 税の基本である公平の原則と矛盾する。 交付税による減収補てんがなかった場合、固定資産税の減収による、市町村財政への悪影響が懸念される。 農作業に係る除雪とそれ以外の除雪との区分が不明確となり、免税軽油の不正使用につながるおそれがある。 		企)市町村課(農)農政課(総)税務課	1010B 1014B 3055B
その他	33 自家用貨物自動車の車検延長	積雪により使用期間が極端に短い特殊性から、農業用の自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送車両法により、自家用貨物自動車(自動車運送事業者が貨物輸送事業に使用するもの)の車検期間については、新規登録後初回は2年後、以降は1年毎に行うこととなっている(§61、§62)。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送車両法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> 事業における経費節減など。 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> 車両の安全性に対する不安 		企)地域主権局参事	1086B
(大分類：D 経済振興対策 — 中分類：その他)										
地場産業育成	76 酒造免許付与権限の移譲	酒造免許の交付権限の移譲を受ける。	2	2	<ul style="list-style-type: none"> (酒類の製造免許) <ul style="list-style-type: none"> 酒税法により、酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない(§7①)。 	<ul style="list-style-type: none"> 酒税法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> 地場産品の活用が図られ、地域資源を活用した産業振興につながる。 		企)地域主権局参事	1080D 2014D
	79 食品の機能成分表示制度	原料・製造・販売とも道内限定の機能食品等について、道の評価基準に基づき効能表示を可能にする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> (栄養表示) <ul style="list-style-type: none"> 健康増進法により、食品について栄養表示(栄養成分及び熱量に関する表示)を行う場合は、厚生労働大臣の定める栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない(§31、栄養成分は施行規則§16及び§17)、また、乳児用など特別の用途に適合する旨の表示(特別用途表示)は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない(§26)、栄養表示の基準を満たしているものや特別用途表示の許可を受けたものは、その範囲内で機能性等の表示を行うことができる。 誇大表示の禁止が規定されており、健康の保持増進の効果その他厚生労働省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない(§32-2)。 (保健機能食品の表示) <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法により、食品への表示については、基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない(§19)。 また、食品衛生法施行規則により、特定保健用食品及び栄養機能食品(以下「保健機能食品」という。)以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならない(§21①IV)。 	<ul style="list-style-type: none"> (栄養表示) (保健機能食品の表示) 食品衛生法施行規則§21①IVの廃止 	<ul style="list-style-type: none"> (栄養表示) (保健機能食品の表示) 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> 保健機能食品の基準を満たし、必要な手続きを経たものであれば、その範囲内で機能性等の表示を行うことは可能であるが、これ以外の食品で、効能等を表示して販売することは、購入者等に医薬品や保健機能食品との誤認や混乱を招くおそれがある。 		経)産業振興課(保)健康推進課、食品衛生課、医務薬務課	1019D

<地場産業等関連（つづき）>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
地場産業育成	(79 食品の機能成分表示制度)				<p>(医薬品の表示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業事法により、製造販売の承認を受けなければならない医薬品であって、厚生労働大臣の製造販売の承認（§14）を受けていないものについては、名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない（§68）。 従って、医薬品の承認を得たものでなければ、効能表示が認められていない。 <p>(その他参考)</p> <p>※ 道では、機能性のある食品の販路拡大を図る場合、販売側から科学的根拠の有無を問われることが多いため、企業のニーズに応じた評価機関を紹介する支援システムの構築を進めている。</p>	<p>(医薬品の表示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業事法の改正 	<p>(医薬品の表示)</p> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道独自に定める評価基準がその商品の安全性を保証できるものであれば、道産品のイメージが向上し、道内経済の活性化が図られるものと考えられる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価基準を満たした商品が、例えば使用して健康被害が生じた場合、その基準を定めた行政機関が責任を負うことになるほか、健康被害に対する補償など企業に多大な負担を求める結果となるものと考えられる。 			
その他	96 不動産短期賃貸契約の簡便化	長期滞在を促進する上でホテル・旅館のみならず空室・空家を滞在先とした場合、短期賃貸借契約について、重要事項説明を書面手交のみで完了できるようにする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業法により、宅地建物の賃借の代理又は媒介をする行為を業として行うことについては、一般消費者保護の観点から契約締結の際、法で掲げる事項（契約内容）を記載した書面の交付を義務づけており、契約締結の判断の材料となる重要な事項については、契約が成立するまでの間に、これらの事項を記載した書面を交付し、取引主任者をして説明することを義務づけている（§35）。 自ら所有する不動産の賃貸については、借地借家法及び民法の適用となる。 旅館業法により、「人を宿泊させる営業」については、旅館業法の規制を受ける（§2）が、一般的には週単位で期間を定めて（1ヶ月未満）物件を使用させる場合には、旅館業法上の営業許可が必要と考えられている。 <p>※ 国土交通省において、重要事項説明のあり方について見直し（口頭説明を不用とする項目を整理するなど）を検討中と聞き及んでいる。</p>	<p>(旅館業法等の適用関係を整理)</p> <p>* 旅館業法上の「人を宿泊させる営業」に当たる、ウィークリーマンションなどの短期宿泊賃貸マンションの運営事業は、旅館業法により規制され、宅地建物取引業の適用がないものとして取り扱われている。</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約手続きに要する時間が短縮される。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業法では、賃貸借契約期間の長短にかかわらず最低限の規制を行っており、その規制を緩和することは、一般消費者保護に欠けるおそれがある。 		建) 建築指導課	1040D
	98 理容師・美容師の垣根撤廃	理容師希望者が少ない上、理容業で美容師の雇用ができないため、垣根を撤廃し理容業の存続を図る。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 理容師法及び美容師法により、理（美）容の業は理（美）容師の免許を受けた者が理（美）容所で行うこととされており、理容師が美容の業を行うこと、美容師が理容の業を行うことはできない（理容師法 §6、美容師法 §6）。 <p>※ 「構造改革特区の提案」及び「全国で実施すべき規制改革及び民間開放要望」でも同様の提案が国に対してなされているが、実施する事項としては認められていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 理容師法及び美容師法の改正 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 美容所における顔そりなど、今までに無いサービスの提供が可能となり、利用者の利便の拡大が図られる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 理容師と美容師は必要とされる知識や技能に違いがあるため、両者の垣根が無くなった場合、免許取得を希望する者の負担が増加する可能性がある。 		保) 食品衛生課	1081D

<バイオエネルギー関連>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			重複	除く						
(大分類：B 農林水産業の振興 — 中分類：農業の振興)										
遊休地の活用	30 遊休農地を活用した燃料生産	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	4	<p>① 遊休農地の活用（農地指定解除）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業センサスでは、「耕作放棄地」とは過去1年以上作付けせずこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地で、基本的には「農地」。 ・ 農地法により、「農地」とは「耕作の目的に供される土地」（§2①）。 ・ バイオ燃料作物であっても農作物の栽培が行われる場合は、「農地」として利用されていると判断。 <p>② バイオ燃料特区の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営基盤強化促進法により、耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、市町村等との間で協定を結んだ上で一般企業のリース方式による農地の権利取得が可能（§27-13の特定法人貸付事業（H17.9～））。 ・ 国では、食糧生産に影響を及ぼさない原料を確保するため、稲わら等のセルロースを活用したバイオエタノール製造技術の研究開発を進めている。 ・ 道では、バイオエタノールの国内の製造、供給拠点の形成を目指す調査研究を行う予定。 ・ 本道への先端的研究開発・実証機能の整備推進など「輸送用バイオ燃料の普及拡大のための総合的取組の推進」を国に要望。 ・ バイオ燃料生産を行う企業を対象とした地方税の課税免除等、及び地方交付税による減収補てん制度はない。 <p>③ 耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「耕作放棄地」に菜種を作付けることに対する規制はない。 ・ 菜種を作付けしてバイオディーゼルの生産する取組は、道内でも試験的な取組事例が見られる。 <p>④ ガソリン税（揮発油税、地方道路税）の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揮発油税法により、揮発油には揮発油税が課税（§1）。揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物（揮発油に類する物に限る）としたときは、製造と見なし、その物を揮発油とみなす（§6）。 ・ 地方道路税法により、揮発油には地方道路税が課税（§1）。 ・ 揮発油1kl当たり揮発油税24,300円、地方道路税4,400円。 ・ バイオ燃料の普及には既存燃料との価格差の解消を要するため、ガソリン税等の減免を国に要請している。 	<p>① 遊休農地の活用（農地指定解除）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法（§2①）の特例措置の創設 <p>② バイオ燃料特区の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営基盤強化促進法（§27-13）特例措置（所有権の取得） ・ 揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設 ・ 新たな法律を創設し税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記。 ・ 国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進） ・ 国への制度改正要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進） <p>③ 耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「耕作放棄地」に菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用（特段の法令等の支障なし） <p>④ ガソリン税の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設 ・ 国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進） ・ 国への制度改正要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進） 	<p>① 遊休農地の活用（農地指定解除）</p> <ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ 耕作放棄地でのバイオ燃料作物の栽培に限り農地法の規制から除外すると、農業者以外の誰でも自由にバイオ燃料作物の栽培を行うことができる。 【デメリット】 ・ 将来栽培を中止した場合に、当該農地の他用途への転用が懸念される。 ・ バイオ燃料作物は土地収奪性が高いものが多く、管理が不適切だと栽培地が裸地になる可能性が高い。 <p>② バイオ燃料特区の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ 農地の所有権取得を希望する企業の参入が促進される。 ・ バイオ燃料の生産・使用促進 ・ 石油依存度の低減及びエネルギー源の多様化 ・ CO2の削減による地球温暖化防止 ・ 製造拠点整備等による関連産業振興 ・ 新たな産業創出及びそれによる地域振興 ・ バイオ燃料を生産する企業の税負担が軽減 【デメリット】 （上記①のデメリットに加え） ・ 既存燃料や国際価格と比較してコストが高いことから、製造や原料の生産等に係る大幅なコスト低減が不可欠。 ・ 道税収入の減 <p>③ 耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ 景観作物としての観光資源的な役割 ・ 新たな作物の作付けによる地域農業の活性化 ・ CO2の削減による地球温暖化防止効果のあるバイオ燃料の生産拡大 【デメリット】 ・ 栽培した菜種を原料としたバイオディーゼル燃料生産は、既存燃料に比べ高コストのため、大幅なコスト低減が不可欠。 <p>④ ガソリン税の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ 既存燃料との価格差解消によるバイオ燃料の利用促進 ・ CO2の削減による地球温暖化防止への貢献 ・ バイオ原料の生産による、遊休農地等を含む農地の有効利用 ・ 製造拠点整備等による関連産業振興 ・ 新たな産業創出 【デメリット】 ・ 税収の減少 ・ 食料生産目的の農地利用の縮小が懸念される。 	農地調 整課、 農業、 経営 課、 食品 政策 課、 環境 政策 課、 経 済 資源 エ ネル ギ 一 課 （ 総 ） 税務 課	1017B 3037B 3066B 3078B	

<バイオエネルギー関連（つづき）>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			重複	除く						
(大分類：F 環境保全 — 中分類：環境保全)										
バ イ オ 燃 料	総論	108 バイオ燃料の普及促進	バイオ燃料普及促進のための制度の創設	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内に全庁横断型の「輸送用エコ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。 ・ 既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入推進には、原料の安定供給の支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、更にガソリン税等の減免などによる製造・流通コストの低減など、多段階に亘る措置が必要であり、道としてはこれらを国に要望している。 ・ なお、普及促進のためには、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく混合上限規定の見直し、ガソリン税の減免等の法改正も必要となるが、これらについては、安全性の確保や課税方法等の課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進） ・ 制度改正等を国に要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進） 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ CO2の削減による地球温暖化防止への貢献 ・ バイオ原料の生産による、遊休農地等を含む農地の有効利用 ・ 製造拠点整備等による関連産業振興 ・ 新たな産業創出 【デメリット】 ・ 小麦・トウモロコシなど食料生産から燃料生産へのシフトによる食料価格の上昇 	環 境 政 策 課	1018F
		108 110 ガソリン税の減免	バイオ燃料普及促進のためガソリン税（揮発油税、地方道路税）の減免	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 揮発油税法により、揮発油には揮発油税が課税（§1）。揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物（揮発油に類する物に限る）としたときは、製造と見なし、その物を揮発油とみなす（§6）。 ・ 地方道路税法により、揮発油には地方道路税が課税（§1）。 ・ 揮発油1kl当たり揮発油税24,300円、地方道路税4,400円。 ・ バイオ燃料の普及には既存燃料との価格差の解消を要するため、ガソリン税等の減免を国に要請している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ 既存燃料との価格差解消によるバイオ燃料の利用促進 【デメリット】 ・ 税収の減少（税負担の公平性） ・ 食料生産目的の農地利用の縮小が懸念される。 	環 境 政 策 課 食 品 政 策 課 農 地 調 整 課	1018F 3078B
		109 バイオ軽油の非課税化	環境に配慮した取り組みを活性化させるため、てんぷら油などから製造した軽油は税を免除する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法により、軽油に軽油以外のものを混和した場合は軽油とみなされ（§700-2②）、軽油引取税の課税対象となる。 ・ 廃食用油等を原料とするバイオディーゼル燃料などの輸送用バイオ燃料については、既存燃料に比べて製造コストが高いことから、価格差を解消し、利用を促進するため、優遇税制の創設が国において検討されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法の改正（課税対象からの除外又は法の解釈・運用の特例措置） ・ 交付税による減収補てん制度の適用 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ バイオディーゼル燃料の需要の増加 ・ 廃食用油の利用増加（リサイクル率向上） ・ リサイクル関連産業の振興 【デメリット】 ・ 道税収入の減少（最大推計△3億5千万円/年） ・ 道路整備に充てられる目的税としての軽油引取税の性格がゆがめられる。 ・ 道のみで減免導入した場合、道内で給油後、道外で給油した場合などの課税の取り扱いが複雑になる。 	環 境 政 策 課 食 品 政 策 課 農 地 調 整 課 循 環 型 社 会 推 進 課 総 務 課	1083F
	224 バイオ燃料精算業務特別地区の設定による投資減税	バイオ燃料生産業務特別地区を指定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の政策的配慮から、個別の立法措置により地方団体が行う課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）による減収部分については、一定のものに限り地方交付税による減収補てんが受けられることになっているが、本提案については対象となっていない。 ・ 既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入を着実に推進していくためには、バイオエタノール等の原料の安定供給のための支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、さらにガソリン税等の減免、道内で製造したバイオ燃料の道内での利用などによる製造・流通コストの低減など多段階に亘る措置が必要であり、道としては、これらを国に要望しており、H20年度から一定の措置がされる予定。 ・ また、庁内に全庁横断型の「輸送用エコ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。 ・ なお、普及促進を進めるためには、投資減税や交付税補填等は効果的な対策と考えるが、加えて安全性の確保や税制面での検討も必要である。 ・ H20年度関係省庁における税制改正予定は次のとおり。 ①農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（仮称）の制定と併せて、同法の認定を受けた事業者が取得するバイオ燃料製造設備（エタノール等）に係る課税標準の特例措置（3年間2分の1軽減）を創設する。 ②エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度（7%）について、対象設備の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな法律を創設し、税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。 ・ 国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進） ・ 制度改正等を国に要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進） 	<ul style="list-style-type: none"> 【メリット】 ・ バイオ燃料使用促進 ・ 地球温暖化防止 ・ 製造拠点整備等による関連産業振興 ・ 新たな産業創出 【デメリット】 ・ 地方交付税による減収補てん措置では、留保財源率25%分が除かれることになるため、その分道税収入が減になる。 	総 務 課 環 境 政 策 課 資 源 エ ネ ル ギ ー 課	1234F	

< バイオエネルギー関連（つづき） >

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			4	重複 除く 0						
バイオ燃料	110 (及び30) 遊休農地を活用した燃料生産	遊休農地の活用（農地指定解除）	4	0	<ul style="list-style-type: none"> 農林業センサスでは、「耕作放棄地」とは過去1年以上作付けせずこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地で、基本的には「農地」。 農地法により、「農地」とは「耕作の目的に供される土地」（§2①）。 バイオ燃料作物であっても農作物の栽培が行われる場合は、「農地」として利用されていると判断。 	<ul style="list-style-type: none"> 農地法（§2①）の特例措置の創設 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地でのバイオ燃料作物の栽培に限り農地法の規制から除外すると、農業者以外の誰でも自由にバイオ燃料作物の栽培を行うことができる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来栽培を中止した場合に、当該農地の他用途への転用が懸念される。 バイオ燃料作物は土地収奪性が高いものが多く、管理が不適切だと栽培地が裸地になる可能性が高い。 		農）農地調整課	1017B
		バイオ燃料特区の指定			<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化促進法により、耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、市町村等との間で協定を結んだ上で一般企業のリース方式による農地の権利取得が可能（§27-13の特定法人貸付事業（平成17年9月～））。 国では、食糧生産に影響を及ぼさない原料を確保するため、稲わら等のセルロースを活用したバイオエタノール製造技術の研究開発を進めている。 道では、バイオエタノールの国内の製造、供給拠点の形成を目指した調査研究を行う予定。 本道への先端的な研究開発・実証機能の整備推進など「輸送用バイオ燃料の普及拡大のための総合的取組の推進」を国に要望。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化促進法（§27-13）特例措置（所有権の取得） 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の所有権取得を希望する企業の参入が促進される。 石油依存度の低減及びエネルギー源の多様化 <p>【デメリット】</p> <p>（上記「遊休農地」のデメリットに加え、）</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存燃料や国際価格と比較してコストが高いことから、製造や原料の生産等に係る大幅なコスト低減が不可欠。 		環）環境政策課 経）資源エネルギー課 農）農地調整課 総）農業経営課 総）税務課	3037B
		耕作放棄地での菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用			<ul style="list-style-type: none"> 「耕作放棄地」に菜種を作付けることに対する規制はない。 菜種を作付けしてバイオディーゼルの生産する取組は、道内でも試験的な取組事例が見られる。 	<p>（特段の法令等の支障なし）</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観作物としての観光資源的な役割 新たな作物の作付けによる地域農業の活性化 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培した菜種を原料としたバイオディーゼル燃料生産は、既存燃料に比べ高コストのため、大幅なコスト低減が不可欠。 		農）食品政策課	3066B

<外国人雇用関連>

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
				重複除く						
(大分類：A 地域医療対策 — 中分類：医療従事者の地域偏在是正)										
看護職員確保	10 外国人人材受入れの促進	外国の看護師資格があれば、日本の資格がなくても看護職員となれるようにする。	1	0	<ul style="list-style-type: none"> 看護師については、フィリピンとの経済協定の中で、看護職員の就業について協定が結ばれているが、あくまでも日本での看護師免許が必要な要件となっている。 		<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護職員が増加し、看護師不足が緩和する可能性がある。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの質（知識・技術・コミュニケーション能力）に差が生じる可能性があり、全国一律の診療報酬制度下においては、患者側から見れば不利益となりかねない。 		保) 医療政策課	1033B*
(大分類：D 経済振興対策 — 中分類：その他)										
IT産業振興	87 中国人短期滞在ビザ免除	中国人技術者が北海道に入学する場合に限り、短期滞在ビザ申請を免除する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 出入国管理及び難民認定法により、国際約束や日本の通告により日本国領事館等の査証を必要とされない場合を除き、上陸しようとする外国人は、有効な旅券で日本国領事館等の査証を受けたものを所持しなければならない（§6①）。 査証については、国が定めた要件を満たし、査証発給が適当と判断される場合に、発給が行われるもの。 国は62の国と地域との間に一般査証免除措置を実施している。 このうち、本道への来道者が多い、台湾、香港、韓国、オーストラリアは90日以内、シンガポールは3か月以内の滞在について、査証免除。 中国については、修学旅行生に対する査証免除措置済(H16.9)。 北海道のIT産業は、中国をはじめとしたアジア等のビジネス連携を推進しているが、中国人技術者が来日するには短期滞在ビザが必要であり、取得に時間を要する現状にある。 <p>※ 構造改革特区でのビザ免除の申請に対し、外務省では不法残留の問題等から却下している状況にある。</p>		<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国人技術者の入国を緩和することにより、道内IT産業と中国IT産業との協働関係が進展する。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ビザの免除で入国した者は、自由に国内を移動でき、道における滞在を担保することができない。 		経) 産業振興課	1032D

資料 4

道内観光の振興を図る道州制特区提案アイディア「北海道・秋の大型連休（プラチナウィーク）」について

北海道だけ、本州など他地域と違う制度をつくることのできる道州制特区を活用し、敬老の日、体育の日、勤労感謝の日など既存の祝日をずらして、秋に大型連休をつくってはどうかというアイデアがあります。このアイデアを今後検討していくに当たって、貴方のお考えをお聞かせ下さい。

問 1 北海道独自の秋の大型連休について、あなたはどのように考えますか。次の中から1つだけお選びください。

- 1 賛成である 2 反対である 3 どちらとも言えない

付問 2 - 1 上記質問で「1 賛成である」を選んだ人にお伺いします。どのような理由で賛成ですか？ 次のなかから最も自分の意見に近いものを1つだけお選びください。

- 1 家族旅行など、個人生活が豊かなものになる
2 観光業、商業などが振興することで、北海道経済が活性化する
3 北海道が本州などと違った独自性を発揮できる
4 有給休暇などは現在の職場の環境では自由に取得することは難しいので
5 その他 ()

付問 2 - 2 上記質問で「2 反対である」を選んだ人にお伺いします。どのような理由で反対ですか？ 次のなかから最も自分の意見に近いものを1つだけお選びください。

- 1 敬老の日、勤労感謝の日は、現状の日のままが良い
2 本州と違う休日を設定することで、仕事上の支障がでる
3 大型連休ができて、みんなが休めるわけではない
4 有給休暇の取得の奨励など大型連休の新設の前にはできることがある
5 その他 ()

平成19年度 道民提案の検討・整理状況 (集計表)

参考資料

< 合計 288件 = 当初分 248件 + 追加分 40件 >

分野	【合計】			【特区提案として検討すべきもの】						【特区提案によらなくても対応可能なもの】		
	A+B 道民提案数	a+b (項目数)	番号	A 道民提案数	a (項目数)	検討結果			B 道民提案数	b (項目数)		
						答申につながったもの		継続 検討				
						第1回	第2回					
A 地域医療対策	43	28	NO. 1~NO. 24 NO. 205~NO. 208	31	14	3 (3)	3 (3)	0	11	12	14	
B 農林水産業の振興	30	24	NO. 25~NO. 46 NO. 209~NO. 210	14	8	3 (3)	1 (1)	2 (2)	5	16	16	
C 土地利用規制	14	8	NO. 47~NO. 52 NO. 211~NO. 212	13	6	3 (1)	0	3 (1)	3	1	2	
D 経済振興対策	71	59	NO. 53~NO. 100 NO. 213~NO. 223	47	34	6 (5)	0	6 (5)	28	24	25	
E 雇用対策	6	5	NO. 101~NO. 105 —	0	0	0	0	0	0	6	5	
F 環境保全	16	16	NO. 106~NO. 120 NO. 224	5	6	2 (1)	0	2 (1)	4	11	10	
G 子育て支援	2	2	NO. 121~NO. 122 —	0	0	0	0	0	0	2	2	
H 地域振興対策	81	74	NO. 123~NO. 184 NO. 225~NO. 236	18	17	0	0	0	17	63	57	
I 教育・学校	13	13	NO. 185~NO. 192 NO. 237~NO. 241	2	2	0	0	0	2	11	11	
J 福祉	8	9	NO. 193~NO. 200 NO. 242	4	4	0	0	0	4	4	5	
Z その他	4	4	NO. 201~NO. 204 —	0	0	0	0	0	0	4	4	
合計	288	242		134	91	17 (13)	4 (4)	13 (9)	74	154	151	
(内訳)	当初分	248	204	NO. 1~NO. 204	106	65	13	4	9	52	142	139
	追加分	40	38	NO. 205~NO. 242	28	26	4	0	4	22	12	12
(構成比)		100.0%	100.0%		46.5%	37.6%				53.5%	62.4%	

★ 答申と上記表「答申につながったもの」欄の項目数との関係について

↑ () 内は答申数を内書き

- ① 第1回答申(3分野)5項目のうち、【水道法】を除く4項目
【札幌医大定員自由化】(NO.1)、【労働者派遣法】(NO.5)、【地方公務員派遣法】(NO.6)、【JAS法】(NO.36)
- ② 第2回答申(3分野)11項目のうち、【町内会事業法人制度】・【法定受託事務の自治事務化】を除く9項目(当初分と追加分で提案が重複していることや、複数の提案から一つの答申につながっていることにより、第2回答申の集計値は上記表では13項目となっている)
【国土利用】(NO.49,50,211)、【人工林資源】(NO.39)、【森林関係審議会】(NO.38)、【廃棄物処理法】(NO.113,114)、【特定免税店制度】(NO.56,217)、【国際観光振興業務特別地区】(NO.214)、【企業立地促進法】(NO.213)、【外国人材受入れ】(NO.63)、【地域限定通訳案内士】(NO.53)

平成19年度 道民提案の検討・整理状況 [288件(当初分248件、追加分40件)]

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数		検討結果						関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
								重複 除く	答申 へ	継続 検討	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	
地域医療対策	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務医養成	医育大学の定員増・地域枠導入	1	医育大学の定員増を行うとともに、将来地域医療に携わる意志のある人材を優先的に入学させる。	4	4	①						1007A,1061A,2006A,3063A 【①札幌医大定員自由化】
			地方勤務医確保	2	研修医等に地方病院勤務を義務づける。	2	1		○					2006A*,2015A
	地方への派遣システム	地方への派遣システム	潜在医師・外国人医師の招致	3	第一線を退こうと考えている医師や「臨床修練制度」を受けた外国人医師を招致する。	4	3		○					1002A,2006A*,3028A,3069A
			医療機関のグループ化	11	中核病院と中小病院をグループ化し、中核病院から中小病院への医師派遣を行う。	2	1				○			2006A*,3064A
			期間限定交代制の導入	4	過疎地に期間限定交代制で医師を配置する。	2	1		○					1043A,2006A*
			医師派遣の円滑化	5	病院間の医師派遣を円滑化するため、派遣元医療機関の医師数が減算されない措置を講ずる。	3	0	①						2022A*,2026A*,2030A* 【①労働者派遣法】
			道職員医師の民間病院派遣	6	へき地の医師不足解消のため、地方自治法により職員の派遣を、医師に限り民間に派遣可能とする。	1	1	①						3106A 【①地方公務員派遣法】
			医師、看護師等医療従事者の需給調整	205	医師、看護師等医療従事者の需給調整を知事ができるようにする。	1	1						○	1223A
			診療報酬の特例措置	7	診療報酬で地方勤務の加算を行い、増加見合いを他の区分から減算できるよう特例措置を設ける。	2	1		○					2006A*,3061A
	看護職員確保	看護職員確保	看護学校の定員増・奨学金拡充	8	地域の看護師不足に対応するため、道立看護学校の定員を増やすとともに、奨学金制度を拡充する。	3	3		○					2019A,2027A,2031A
			養成施設指定権限移譲等	9	養成施設指定権限の移譲を受け、企業参入も含め地方での設置が容易になるよう指定基準を緩和する。	1	1		○					1008A
			保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等	206	保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定及び施設の指定を知事ができるようにする。	1	1		○					1226A
			外国人人材受入れの促進	10	外国の看護師資格があれば、日本の資格がなくても看護職員となれるようにする。	1	0		○					1033B*
	地方病院の経営健全化	地方の実態に即した医療従事者の配置	標準医師数の算定方法緩和	12	地域の実態に応じた算定とするとともに、過疎4法の指定地域における特例措置を緩和・延長する。	9	9		○					2018A,2020A,2022A,2025A,2026A,2028A,2030A,2032A,3036A
			看護職員の配置基準緩和	13	夜間看護職員の配置を入院患者や病床数に応じた配置基準に緩和し、夜勤時間の制限を緩和する。	8	5		○					2019A*,2021A,2023A,2024A,2027A*,2029A,2031A*,2033A
病院、診療所の人員及び施設の基準			207	病院、診療所の人員及び施設の基準を条例で定めるようにする。	1	1		○					1225A	
その他	遠隔地等での医療補完体制整備	緊急通報システム整備	14	へき地、過疎地など、少数集落地域全世帯に対して緊急通報システムを整備する。	1	1						○	3019A	
		医療チームの出向	15	患者の家族が行動不可能な場合など、速やかに医療チームが出向し、診療や処置を行う。	1	1							○	3020A

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数	検 討 結 果							関連提案番号 【 】は関連する答申項目		
							重複 除く	特区提案として 検討すべきもの		特区提案によらずとも 対応可能なもの						
								答申 へ	継続 検討	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その他			
地域 医療 対策	その他	遠隔地等での医療補完体制整備	通院費補助	16	通院に要する交通費の割引や無料化を行う。	1	1							○	3021A	
			バイタルチェックの常駐	17	病院から遠隔地に妊婦などの患者がいる場合、バイタルチェックを常駐させる。	1	1				○					1044A
		施設の整備等	施設基準の緩和	18	病院を無床診療所と介護老人保健施設へ転換する際の共用部分認定を拡大し、転換時負担を軽減する。	1	1				○					2011A
			小児科、産婦人科、歯科設置	19	地域に必要な身近な医療として、小児科、産婦人科、歯科を設置する。	1	0							○		1043A*
			学校と病院の併設	20	学校と病院を同一建物で併設する。	1	0				○					1047H*
		その他	私立病院の空き病棟の有効活用	21	私立病院の空き病棟を有効利用する。	1	1				○					1049A
			医師確保対策の強化	22	医療対策協議会の実効性を確保するため、知事権限を強化し、医師確保対策を推進する。	1	1				○					3035A
			医療対策協議会における知事の指示権限	208	医療対策協議会の議長に知事の就任を義務付け、知事に指示権限を与えるようにする。	1	1				○					1224A
			救急車の出動理由の公表	23	救急車の不正利用を減らすため、救急車の出動理由の公表を制度化し、世論に問う。	1	1						○			1045A
			予防医療と家庭医制度の促進	24	予防医療を重視するとともに、一定水準まで総合的に対応できる家庭医を多数輩出する。	1	1						○			3092A
農林水産業の振興	農業の振興	農業生産力の向上	課税の免除	25	堅固なビニールハウスや排雪のための動力源となる軽油について、課税免除とする。	3	3		○						1010B,1014B,3055B	
			目標設定・体制整備	26	自給率の引き上げや農改センターの充実強化などにより、北海道を日本の食料支援センターにする。	4	4					○			3002B,3013B,3014B,3016B	
		外国人人材受入れの促進	27	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人人材の受け入れ規制を緩和する。	1	1						○			1033B	
		教育機関整備・資格制度導入	28	農業高専などの教育機関を整備するとともに、資格制度など制度的な参入支援を行う。	1	1						○			1016B	
		新規就農者の認定緩和	29	農業を志す者に、当初、農地を借地として提供し、当分の間世話役が指導する。	1	1						○			4009B	
	遊休地の活用	遊休農地を活用した燃料生産	30	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	4			○						1017B,3037B,3066B,3078B	
		ふゆみずたんぼ	31	遊休農地で自然農法を基本とした「ふゆみずたんぼ」を行い、農業の振興などを図る。	1	1						○			3065B	
	施設の整備	雪氷冷熱倉庫の建設促進	32	雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置を創設する。	1	1						○			1015B	
		その他	自家用貨物自動車の車検延長	33	積雪により使用期間が極端に短い特殊性から、農業用の自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1			○					1086B	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数		検討結果						関連提案番号 【 】は関連する答申項目	
								特区提案として 検討すべきもの		特区提案によらずとも 対応可能なもの					
								重複 除く	答申 へ	継続 検討	国の 専掌	現行 法令	現行 施策		その他
B 農林水産業の振興	農業の振興	その他	農業、漁業への公的保証	34	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業についても信用保証協会の公的保証を認める。	1	1					○		3068B	
			オーガニック認定制度の制定	35	農産物や食肉、乳製品など、厳しい条件をクリアした食品にのみ、北海道のオーガニック認定を行う。	1	1					○		3104B	
			JAS法の監督指示権限	36	事業者が複数都道府県にまたがる場合であっても、当該事業者のある道に一切の監督指示権限を移譲。	2	2	①						3108B,4014B 【①JAS法】	
	林業の振興	資源の有効活用	森林管理の一元化	37	国、道、森林組合等の森林管理を一元化し、有効利用を図る。	1	1			○				3004B	
			国有林・道有林の維持管理の一元化	209	国有林と道有林の維持管理を一元化できるようにする。	1	1			○				1219B	
		地域森林計画	森林審議会の所管	38	地域森林計画に関連する林業・木材産業振興や森林づくりへの道民理解の促進などの事項を同時審議。	1	1	②						4016B 【②森林関係審議会】	
			道計画・市町村計画の統合	39	道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、流域一体で森林マスタープランを策定する。	1	1	②						4017B 【②人工林資源】	
	水産業の振興	水産業の安定化	操業調整の期間短縮	40	指定漁業の許可権限の移譲を受け、知事が一元的に許可を行い、操業調整の期間短縮を図る。	1	1				○			2013B	
			養殖水産物の密漁取締	41	密漁の罰則が弱く実効性に欠けるため、密漁の防止や取締罰則規定を条例で制定できるようにする。	1	1					○		1011B	
			密漁の取締、罰則	210	密漁の取締り、罰則を条例で定めるようにする。	1	1					○		1214B	
			養殖・栽培技術の向上	42	流水、低気圧にも負けない養殖や栽培技術を向上し、安心して仕事できる環境を整備する。	1	1						○		3017B
			外国人人材受入れの促進	43	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人人材の受け入れ規制を緩和する。	1	0							○	1033B*
			農業、漁業への公的保証	44	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業についても信用保証協会の公的保証を認める。	1	0							○	3068B*
			加工業などの振興	外国漁船の水揚げ規制緩和	45	加工原料を確保するため、外国漁船でも日本の港に水揚げできるようにする。	1	1				○			
雪氷冷熱倉庫の建設促進	46	雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置を創設する。		1	0							○	1015B*		
C 土地利用規制	土地利用一般	土地の有効活用	用途制限の緩和	47	土地の有効活用、売買活性化や企業誘致のため、市街化調整区域などの用途制限を緩和する。	2	2			○				3005C,3010C	
			未使用国有地・道有地の活用	48	未使用の国有地・道有地の有効活用を図る。	1	1							○	3025C
	地方裁量範囲の拡大	農地転用許可等の権限移譲	49	農地転用に係る農林水産大臣協議・許可権限を知事の権限とする。	4	4	②							2008C,2010C,2034C,3041C 【②国土利用】	
		企業誘致のための農地転用許可権限の移譲	211	企業誘致促進のため、4ha超の農地転用についても知事許可とする。	1	1	②							4201C 【②国土利用】	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数		検討結果						関連提案番号 【 】は関連する答申項目	
								特区提案として 検討すべきもの		特区提案によらずとも 対応可能なもの					
								重複 除く	答申 へ	継続 検討	国の 専掌	現行 法令	現行 施策		その他
C 土地利用 規制	土地利用 一般	地方裁量範 囲の拡大	保安林に関する権限 移譲	50	国有林の保安林や民有林の重要流域内の保安林の指 定及び解除権限の移譲を受ける。	3	3	②						2009C,4008C,4018C 【②国土利用】	
			国の関与の縮小	51	漁業施設用地の変更協議や都市計画事業の補助採択 に関する国の関与を縮小する。	2	2		○					2004C,2007C	
			土地利用規制の決定 に係る国の協議・同 意の廃止	212	土地利用規制の決定に係る国の協議・同意を廃止し、知 事が決定できるようにする。	1	1		○					1216C	
農地	耕作放棄地 の解消	農地取得下限面積の 引き下げ	52	農地取得の下限面積を引き下げる。	1	0				○			3041C*		
D 経済振興 対策	観光振興	観光客誘致	国際観光の振興	53	外国人観光客の受入体制整備のため、企業が国際観光 振興のための投資を行った場合、税を優遇する。	1	1	②						3038D【②国際観光振興業務 特別地区】、【②企業立地促進 法】、【②地域限定通訳案内士】	
			企業誘致での投資減 税対象となる業種の 基準等	213	企業誘致で投資減税の対象となる業種の基準及び計画 の認定を条例で定めるようにする。	1	1	②						1229D 【②企業立地促進法】	
			国際観光振興業務特 別地区設定による投 資減税	214	国際観光振興業務特別地区を設定し、国税、地方税の 投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	1	1	②						1230D 【②国際観光振興業務特別地 区】	
			カジノの振興	54	外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税収の 拡大を図る。	4	3		○					3047D,3050D,3071D,3074Z*	
			(小樽市への)カジノ の設置(誘致)	215	カジノを設置できるようにする。(小樽市が魅力溢れる観 光地であり続けるために、観光振興策として、カジノの誘致 を行う。)(小樽市に外国人のみ行う事ができるカジノを作り、F1を開催するなどして、各国の富裕層を誘致する。)	3	3		○					1213D,1235D,3203D	
			民宿・ファームインの 活性化	55	自家製果実酒やしぼりたて牛乳を提供できるよう、酒税法 や食品衛生法の規制を緩和する。	2	2		○					3060D,3062D	
			酪農家の民宿におけ る簡易殺菌牛乳の提 供	216	酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳を提供できるようにす る。	1	1		○					1232D	
			特定免税店制度	56	沖縄で行われている特定免税店制度を導入する。	2	2	②							1022D,3077D 【②特定免税店制度】
			国際観光振興業務特 別地区設定による関 税なしの販売	217	国際観光振興業務特別地区を設定で関税なしの土産品 を販売できるようにする。	1	1	②							1231D 【②特定免税店制度】
			CIQ業務の一部移管	57	CIQ業務の移管や空港民間スタッフの活用により、出入国 手続の迅速化を図る。	1	1				○				1029D
空港・港湾でのCIQ業 務	218	空港・港湾でのCIQ業務を知事ができるようにする。	1	1				○				1228D			

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数		検討結果						関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として 検討すべきもの		特区提案によらずとも 対応可能なもの				
								重複 除く	答申 へ	継続 検討	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	
D 経済 振興 対策	観光振興	観光客誘致	ビザ発給要件の緩和	58	北海道限定のビザ無し入国対象国の拡大や観光数回ビザの発給を行う。	2	2		○					1030D,1034D
			中国元両替所の増設	59	中国元の両替所の増設、両替上限額の見直しを行う。	1	1				○			1035D
			道路標識の統一	60	道路の景観向上や外国人観光客などのため、道内の標識基準を統一する。	1	1					○		1041D
			国際免許規定の変更	61	道内を外国人が運転できるようにする。	1	1						○	1057D
			長期滞在型可能地域	62	北海道を長期滞在型の避暑・観光地域などに位置付け、税の優遇などの施策を行う。	1	0					○		3071D*
		観光業振興	外国人人材受入れの促進	63	道内観光分野の就業に限定して、在留期間を技能を有する者並みの3年又は1年に延長する。	2	1	②						1031D,1033B* 【②外国人材受入れ】
			自家用車による旅客共同送迎	64	旅客の利便性向上と宿泊施設の労力低減のため、施設の共同による自家用車による有料送迎を行う。	1	1		○					1036D
	有料顧客送迎に係る権限移譲		65	体験観光事業者が行う有料の顧客送迎について、道路運送法等に基づく国の権限を道に移譲する。	1	1		○					4006D	
	その他	金融市場の活性化	金融自由化	66	北海道の位置を利用し、東京より早く金融市場が開くように時差を設け、金融自由化を行う。	2	2		○					3048D,3049D
			新総合金融市場の創設	67	東京より1時間早く市場を開設し、NYと東京の空白を少しでも埋め、北海道経済の活性化に繋げる。	1	1		○					3070D
			北海道為替市場創設	219	北海道は夜明けが早いことを利用して、札幌で為替市場を創る。	1	1		○					1205D
		物流・人材移動の活性化	陸上・海上・航空運賃の低減	68	経済活動に大きな影響を与えている運賃を低減化する。	2	1						○	1003D,3029H*
			自由貿易地域指定	69	道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、CIQ業務の移管や税の優遇、査証発給の特例措置を行う。	2	2		○					1024D,2012D
			地方港のセーフティネット	70	各事業者の労働者を自己の労働者とみなす特例を活用するため、組合設立権限の移譲を受ける。	1	1						○	1023D
			高速道路の最高速度	71	高速道路の最高速度を120km/hとし、物流の効率化を図る。	1	1				○			1072D
			トラックコンテナの国際基準化	72	トラックコンテナに国際基準を取り入れる。	1	1		○					1075D
			船用コンテナの国際基準に則した牽引車両の導入	220	トラックのシャーシの基準を変えて、国際コンテナが直接つめるようにし、コスト削減による競争力の向上を図る。	1	1		○					1210D
			稚内の一部をロシアにレンタル	73	稚内の領土の一部をロシアにレンタルし、ロシアとの取引の窓口やビジネスの拠点とする。	1	1			○				3101D

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数		検討結果						関連提案番号 【 】は関連する答申項目	
								特区提案として 検討すべきもの		特区提案によらずとも 対応可能なもの					
								重複 除く	答申 へ	継続 検討	国の 専掌	現行 法令	現行 施策		その他
D	その他	空港の活性化	新千歳空港の貨物受け入れ	74	新千歳空港の24時間貨物受け入れを可能にする。	1	1					○		1074D	
			空港の一括管理	75	道内の第2種A空港の移管を受け、海外エアラインの誘致や道内空港の活性化を図る。	2	2			○					3075D,3107D
			千歳空港のハブ空港化	221	千歳空港をハブ化し離着陸の料金を下げ、世界に通用する空港を目指し、そこから得た収益を北海道の収益とする。	1	1			○					1204D
	地場産業育成	酒造免許付与権限の移譲	76	酒造免許の交付権限の移譲を受ける。	2	2			○					1080D,2014D	
		加工場の建設	77	コメ、赤飯などの加工工場や缶詰工場を道内に建設する。	1	1							○	3015D	
		コメ粉のPR	78	コメ粉の販売について一般にあまり報道されていないため、PRを行う。	1	1							○	3018D	
		食品の機能成分表示制度	79	原料・製造・販売とも道内限定の機能食品等について、道の評価基準に基づき効能表示を可能にする。	1	1			○					1019D	
	自営業者の経営安定化	自家用貨物自動車の車検延長	80	農業者、漁業者、個人の商工業者などの経営安定のため、自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1			○					3009D	
		大型店と商店街の共存共栄	81	大型店と商店街の共存共栄のため、営業時間・休業日などに一定の規制を設ける。	1	1							○	3046D	
	企業等誘致	リサーチ&ビジネスパーク	82	企業誘致に関する制度を創設するとともに、国の「競争的資金」の配分を受け、戦略的に活用する。	2	2						○		1020D,1026D	
		ものづくり産業	83	誘致企業に対する税制面の優遇措置等を行う。	1	1					○			1021D	
		産学官連携研究施設	84	研究施設等に関する誘致促進制度の創設や施設設置の際や研究者に対する税の減免を行う。	1	1						○		1037D	
		他の道州との差別化	85	産業・経済、教育・文化等で特色を出し、優秀な企業・人材を誘致する。	1	1						○		3098D	
		企業の研究所の誘致促進	86	札幌近郊に国内や外資の研究所を誘致し、税制面の優遇を行う。教育水準の向上や経済活性化に期待。	1	1						○		3102D	
	IT産業振興	中国人短期滞在ビザ免除	87	中国人技術者が北海道に入国する場合に限り、短期滞在ビザ申請を免除する。	1	1			○					1032D	
		最適資源配分	88	各行政機関の共同により最適な資源配分が可能な仕組みを構築する。	1	1						○		1039D	
	タクシー	法定3カ月点検の撤廃	89	車両性能の向上で修理箇所発見がほとんどないため、点検を廃止し、休車などの負担軽減を図る。	1	1			○					1078D	
		需給調整	90	過当競争で事故が増加するなどしているため、地域の実情に即した需給調整を行う。	1	1			○					1079D	
		Park&Rideの推進	91	Park&Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1	0						○		3095H*	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数		検討結果						関連提案番号 【 】は関連する答申項目	
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらずとも対応可能なもの					
								重複 除く	答申 へ	継続 検討	国の 専掌	現行 法令	現行 施策		その他
D	その他	その他	時差の導入	92	北海道の自立効果を上げ観光意識を高めるため時差を設ける。また、時差と金融自由化を連動させる。	3	1		○					3048D*,3049D*,3073D	
			サマータイムの導入	93	サマータイムの本格実施を行う。	2	2		○					1038D,3045D	
			自動車等の潜在需要掘り起こし	94	夏期のみ利用したり、夏期と冬期で乗り分ける人向けに6カ月車検を導入し、潜在需要を掘り起こす。	2	2		○					3053D,3079D	
			バイオ関連研究施設の機能発揮	95	道内のバイオ関連の研究施設の機能の総合的な発揮を図るための制度創設や措置を行う。	1	1					○		1025D	
			不動産短期賃貸借契約の簡便化	96	短期賃貸借契約について、重要事項説明を書面手交のみで完了できるようにする。	1	1		○					1040D	
			不動産仲介報酬基準の見直し	97	営業エリアが広いなどの特殊事情のため、約定により仲介報酬上限を超えた手数料を受領可能にする。	1	1					○		1077D	
			理容師・美容師の垣根撤廃	98	理容師希望者が少ない上、理容業で美容師の雇用ができないため、垣根を撤廃し理容業の存続を図る。	1	1		○					1081D	
			減価償却年数の自由設定	99	不動産開発のため、減価償却年数の選択制を導入する。	1	1							○	1082D
			法人の経営安定基金認可	100	課税額の5%以内を会社内に基金として積み立てる事を認め、会社の経営安定を図る。	1	1							○	1085D
			路線バスの合理的運行による経営改善	222	路線バスの経営改善のため、マイクロバスやワンボックスカーを利用できるようにする。	1	1		○						1209D
地域通貨の導入等	223	道州制完全実施時に、円と換金性を保証する地域通貨を導入し、生活消費財の自地域完全自給自足化や変動国内地域通貨制などを導入する。	1	1		○						3202D			
E	雇用対策	労働環境の整備 雇用・就業 機会の確保	労働環境の整備	101	採用時年齢制限の撤廃、最低賃金の値上げ、55歳以上の雇用への補助、通年雇用の環境整備を行う。	3	3				○	○		1013E,3011E,3022E	
			在宅就労紹介センター設置	102	老人扶養世帯などを対象とした、在宅就労紹介センターを設置する。	1	1						○	3012E	
			耕作放棄地の活用	103	耕作放棄地での「ふゆみずたんぼ」や菜種の作付けにより、雇用の確保を行う。	2	0					○		3065B*,3066B*	
			高齢層人財の活用	104	官公庁で民間出身者を多数重用し、民間企業に対しては税控除等奨励策を強化、若年層時間外の規制。	1	1					○		3097D	
			国庫補助基準の緩和	105	シルバー人材センターへの補助基準を、会員数120人以上→80人以上などに緩和する。	1	1						○	4015E	
F	環境保全	自然環境保全	エゾシカ被害の防止	106	鳥獣保護区等における捕獲禁止を、市町村の管理のもと、一定期間解除する。	1	1				○		1004F		
			狩猟者の育成	107	北海道の特異性などを踏まえ、ライフル銃の所持要件中、継続して散弾銃10年以上所持を短縮する。	1	1				○			1005F	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数	検討結果							関連提案番号 【 】は関連する答申項目
							重複 除く	特区提案として 検討すべきもの		特区提案によらずとも 対応可能なもの				
								答申 へ	継続 検討	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	その他	
環境保全	環境保全	バイオ燃料	バイオ燃料の普及促進	108	バイオ燃料普及促進のための制度の創設及び揮発油税の減免措置を行う。	1	1		○					1018F
			バイオ軽油の非課税化	109	環境に配慮した取り組みを活性化させるため、てんぷら油などから製造した軽油は税を免除する。	1	1		○					1083F
			遊休農地を活用した燃料生産	110	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	0		○					1017B*,3037B*,3066B*,3078B*
			バイオ燃料生産業務特別地区の設定による投資減税	224	バイオ燃料生産業務特別地区を設定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	1	1		○					1234F
	廃棄物・リサイクル	リサイクルゴミ	111	リサイクルゴミを、直接リサイクル企業に持ち込むことを許可する。	1	1				○			1056F	
		産廃事業所限定の弾力的運用	112	事業所限定のある8廃棄物について、地域の産業構造などを踏まえた弾力的な運用を可能にする。	1	1				○			4010F	
		一廃処理施設の設置要件緩和	113	要許可施設の指定権限の移譲を受け、リサイクル利用が確実な廃棄物に限り設置許可不要とする。	1	1	②						4011F 【②廃棄物処理法】	
		処理施設許可要件の条例委任	114	許可要件のうち、住民同意の扱い等については条例に委任し、業者と住民のトラブル解消等を図る。	1	1	②						4012F 【②廃棄物処理法】	
		環境保全	地球温暖化対策	115	地球温暖化対策モデル地区を提唱し、バイオエタノールなどの取組を真っ先に推進する。	1	1						○	3003F
			自家発電の高度利用	116	使用する電力分を自家発電するため、設備故障時の北電からの電力供給ができるようにする。	1	1						○	1065F
			環境税の創設	117	大気汚染原因物質の購入者は環境税を負担し、省エネ製品の製造者等は税制優遇する。	2	2						○	1067F,3087F
			水道水のおいしい街選考	118	北海道版おいしい水ベスト10を選定し、環境保全の取組を拡大する。	1	1						○	1073F
		北海道エコライフ宣言	119	「さつぽろエコライフ10万人宣言」を北海道全体の取組として推進し、優遇制度を設ける。	1	1						○	3072F	
		国より厳しいCO2削減目標	120	北海道内を走る自動車に対するバイオ燃料優遇。国より厳しいCO2削減目標の設定。	1	1						○	3100F	
子育て支援	子育て支援	育児短時間勤務制度の拡大	121	企業に適用される育児短時間勤務制度を小学校就学前までに拡大し、義務化を図る。	1	1				○			1012G	
		男性の子育て参加支援	122	国と道との連携による、会社への指導、改善命令等により、男性の子育て参加を支援する。	1	1				○			3001G	
地域振興	地方自治の強化	基礎自治体の強化	政令市等の法定要件緩和	123	政令市40万、中核市20万など、人口要件の緩和と区政にとらわれない政令地方都市行政の見直し。	2	2		○				1009H,1042H	
			政令市、中核市の要件緩和	225	政令市、中核市の要件を緩和し、多くの市が移行できるようにする。	1	1		○					1233H
			道から市町村への権限移譲	124	道の事務・権限移譲リストの第3区分(法改正を要する500権限)について国から道へ権限移譲する。	1	1		○					2017H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数		検討結果						関連提案番号 【 】は関連する答申項目	
								特区提案として 検討すべきもの		特区提案によらずとも 対応可能なもの					
								重複 除く	答申 へ	継続 検討	国の 専掌	現行 法令	現行 施策		その他
H 地域 振興 対策	地方自治の強化	基礎自治体の強化	2重、3重行政の解消	125	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	1		○					3006H	
			市町村合併	126	札幌市○○区とするような特別立法を作る。	1	1				○			3026H	
			役割明確化と基礎自治体育成	127	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	0							○	3083H*
			市町村議会に対する規制縮小	128	議員定数や常任委員会専任等の規制を撤廃し、兼職・兼業の禁止等の詳細を市町村の判断に委ねる。	1	1							○	4001H
			市町村議会選挙の規制縮小	129	選挙事務所の数、ポスターの数等について、市町村が地域実情にあった選挙となるよう自ら決定する。	1	1							○	4002H
			道道の管理の特例	226	町においても、都道府県の同意を得て、当該町の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができるようにする。	1	1			○					
	役割分担の明確化		負担金制度の廃止	130	国が直轄で実施している道路、河川事業などに対する地方公共団体の負担金制度を廃止する。	1	1			○					3058H
			国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止	227	国の直轄事業の維持管理に係る負担金制度を廃止できるようにする。	1	1			○					1217H
			2重、3重行政の解消	131	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	0			○					3006H*
			役割明確化と基礎自治体育成	132	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	1							○	3083H
			1級及び2級河川の維持管理の一元化	228	1級及び2級河川の維持管理を一元化できるようにする。	1	1			○					1220H
			国道、道道の維持管理の一元化	229	国道、道道の維持管理を一元化できるようにする。	1	1			○					1221H
			住民自治の強化		住民投票	133	道や市町村でも住民投票を実施する。	1	1					○	
	住民による条例提案・決定	134			一般市民による法律や条例の提案や決定権を設ける。	1	1				○	○			3033H
	地方政治に関する市民大学	135			地方政治の基礎知識等について市民大学講座を設ける。修了者は登録し行政参画機会を与える。	1	1							○	3082H
	投票権行使者への税控除	136			一定水準の投票率となり、政治への関心が高まるまでの措置として、投票権行使者の税控除を行う。	1	1							○	3086H
	自治体財政・会計の改善		独自課税制度	137	独自の課税制度を設ける。	1	1					○			3008H
			複式簿記導入	138	地方自治体会計に複式簿記による企業会計を導入し、経営感覚の向上を図る。	1	1						○		3040H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数		検討結果						関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらずとも対応可能なもの				
								重複 除く	答申 へ	継続 検討	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	
H 地域振	地方自治の強化	自治体財政・会計の改善	歳出科目の一部廃止	139	事業を柔軟に行うため、地方自治体の歳出科目区分を簡素化する。	1	1				○			3059H
			第3セクターの破綻制度	140	自治体が設定した赤字限度額を超過した場合、会社更生法等を強制適用し、自治体破綻を防止する。	1	1						○	1084H
			活動をまたぐ工事発	141	公共工事の早期発注や適切な工期の設定により、実質的	1	1				○			4003H
	活動の活性化	活動従事時間貯蓄制度	145	市民が相互に活動を利用し合い、企業評価にも活用できるよう、活動従事時間を貯蓄する。	1	1					○		3085H	
			その他	地域の実態に即した基準設定	146	教員のへき地手当の級地区分について、地域の実態にあった基準とするため、条例で定める。	1	1						○
	教員のへき地手当の級地決定	231		教員のへき地の級地決定を条例で定めるようにする。	1	1						○	1215H	
	道職員の意識改革	147		道州制に向けて職員の意識改革を行う。	1	1						○	3023H	
	道と国との連絡体制の強化	148		地方行政連絡会議を充実させるため、議長である知事の権限を強化し、実効性を高める。	1	1				○			3034H	
	地方行政連絡会議における知事の指示権限	232		地方行政連絡会議の議長である知事に指示権限を与えるようにする。	1	1				○			1218H	
	施設の有効活用	149		水産系廃棄物リサイクル施設を再利用するとともに、補助金の返還金も町の新計画に充てる。	1	1						○	3027H	
	ふるさと納税システム	150		住民税の一部をふるさとに納税できるシステムとし、一部の市町村に税金が集中しないようにする。	1	1						○	1063H	
	基礎自治体連結会計の導入	151		北海道が本社機構又は親会社、基礎自治体が事業部または子会社と見立てて歳入・歳出を評価する。	1	1				○			3090H	
	行政サービス品質管理制度	152		すべてのサービス分野ごとに品質管理を行い、品質監査を行うためにISO9000を導入する。	1	1				○			3091H	
	電子政府の充実化	153		紙資源及び書類保管スペースの大幅削減を図るために官庁IT化を強力に進める。	1	1					○		3096H	
道立美術館の地方独法化	154	道立美術館の運営に関して、地方独法化という選択肢が可能となるよう、権限の移譲を受ける。	1	1						○	4007H			

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数		検討結果						関連提案番号 【 】は関連する答申項目		
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの						
								重複 除く	答申 へ	継続 検討	国の 専掌	現行 法令	現行 施策		その他	
地域振興対策	地域防災対策	地域防災対策	電波の周波数割当	155	周波数割当の権限移譲を受け、防災無線を既存施設の耐用年数まで活用できるようにする。	1	1			○				3042H		
			除排雪車の課税免除	156	地方道の除排雪作業車に使用する軽油の課税免除を行う。	1	1						○	3056H		
			コミュニティーFMの出力	157	全国一律の出力では十分にカバーできないため、防災の観点からも、出力を大きくする。	1	1				○				1051H	
			コミュニティーFMの放送区域の拡大等	233	放送区域を複数の市町村にまたがった区域とすることを可能とする。また、現在20w以下とされている電波出力を100w以下とすることを可能にする。	1	1				○				1211H	
			道路除雪の一元管理	158	大雪の際、道路状況が違いすぎるので、一元管理を行う。	1	1							○	1052H	
			プロパン供給の見直し	159	震災時でもいち早く復旧するプロパンガスを都市部の大型マンションでも供給できるようにする。	1	1					○			1069H	
			公共建築物の耐震改修	160	道が重点的な資金配分を行い、日本海溝特措法指定地域などにおける公共施設の耐震改修を行う。	1	1							○	2035H	
	離島振興	特有の負担 解消 特殊性への 対応	課税の免除	161	2台目以降の自動車税の免除や国道がない特殊性から揮発油税の減免を行う。	2	2		○					2001H,2002H		
			基準の緩和	162	漁港整備における費用対効果の緩和や特別養護老人ホームの定員数の特例を設ける。	2	2						○	2003H,2005H		
	地域活性化	道民に対する 優遇措置	減税措置	163	気象条件の克服や地域経済発展などのため、法人税や所得税・消費税の減免措置を行う。	6	6							○	1001H,1070H,1071H,3030H,3031H,3032H	
			農地法の規制緩和	164	馬との暮らしのための農地利用について、耕作又は養畜の事業を行う場合に準じた扱いとする。	1	1					○			2016H	
			移住促進	235	農地を農業従事者以外の取得することは難しく、農振地域は建築規制も厳しいため、耕作放棄地の農振を解除し他用途に使えるようにする。	1	1		○						1201H	
			自家用車の車検延長	165	自動車の性能向上や、故障のつど修理して利用する実態から、新車時からずっと3年毎の車検とする。	1	1		○						1068H	
			一年車検の一部撤廃	234	まず最大積載量2t未満の車両について、一年車検の一部撤廃をする。	1	1		○						1203H	
			その他	166	JR・航空機の特別割引、食料品購入時の消費税免除などを行う。	4	1								○	3029H,3030H*,3031H*,3032H*
			施設の整備・活用	施設	余裕教室・廃校施設	167	施設の有効活用を図るため、補助事業により取得した建物の処分制限期間を短縮する。	2	2							○
	自転車専用レーン	168			町と自然に親しみ、健康増進、二酸化炭素削減への貢献のため、道内周遊の自転車専用レーンを作る。	1	1					○			3051H	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数		検討結果						関連提案番号 【 】は関連する答申項目
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらずとも対応可能なもの				
								重複 除く	答申 へ	継続 検討	国の 専掌	現行 法令	現行 施策	
H 地域 振興 対策	地域活 性化	施設の整備 ・活用	高速道路	169	遊びのための高速道路とするため、十勝の高速道路を速度無制限にする。	1	1				○			3054H
			学校と病院の併設	170	学校と病院を同一建物で併設する。	1	1				○			1047H
			有料サーキット	171	広い土地を活かして、環境にも配慮した有料サーキットを作り、自動車の運転技術の向上等を図る。	1	1					○		3080H
	独自基準の 設定		住宅に関する建築基準法	172	高断熱高気密の住宅、300年はもつ資産としての住宅とするため、道独自の建築基準を作る。	1	1						○	3052H
			既存不適格建築物の活用	173	既存不適格建築物のうち市町村が許可するものについて、引き続き他の用途で使えるようにする。	1	1						○	4005H
			水道法	174	天然水を水道水として利用する場合に味を半減させないよう、塩素消毒規制の対象外とする。	1	1			○				3057H
			その他	175	道路の法定速度、車幅、積載量の特例を設ける。	1	1						○	3007H
			道路交通法の特例（高速道路の制限時速）	236	新規高速道路整備と同様の効果を期待して、道路交通法の運用面で一般道の制限時速を70キロとする。	1	1			○				3201H
	その他		都市再生緊急整備地域の指定	176	国などの施策の導入のため、都市再生緊急整備地域の指定権限の移譲を受ける。	1	1			○				3043H（検討結果欄「その他」→「継続検討」に変更）
			中心市街地活性化法の指定	177	中心市街地活性化法の指定における一都市一地域の要件を合併市町村以外の都市でも認める。	1	1				○			3044H
			軽微な交通違反の特例措置	178	自治体主催の美化活動など、地域貢献を行った場合に、違反点数を1点戻すなどの特例措置を行う。	1	1						○	1046H
			旅館業法適用除外措置	179	過疎地域への移住希望者に対し、空き家などを開放し、宿泊体験をしやすくする。	1	1				○			1076H
			コミュニティーFMの出力	180	参入促進、広告収入の確保、聴取者の安定受信のため、出力を最大200wまでとする。	2	1			○				1051H*,3081H
			対外輸入関税・国内移入関税	181	地産地消を促進すると共に特産品の保護育成を図るため、他道州からの移入に対し課税する。	1	1						○	3088H
			生活様式の多様化の促進	182	多様な生活様式を受容する道民意識の醸成と北海道の地域特性に応じた弾力的な税率調整を行う。	1	1						○	3089H
			一極集中都市化の解消	183	各自治体間をネットワーク化し、市民がゆとりある生活・活動ができる社会システムを構築する。	1	1					○		3094H ※ ②町内会事業法人制度
			Park&Rideの推進	184	Park&Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1	1						○	3095H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数		検討結果						関連提案番号 【 】は関連する答申項目		
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの						
								重複 除く	答申 へ	継続 検討	国の 専掌	現行 法令	現行 施策		その他	
教育・学校	教育・学校	教育・学校	小学校での英語必修	185	義務教育期間の必修学科を北海道が独自に決定できるようにする。	1	1							○	1027I	
			学校と病院の併設	186	学校と病院を同一建物で併設する。	1	0					○				1047A*
			教育の見直し	187	地域が将来めざす方向に教育内容もそうすることができる特例措置を設ける。	2	1								○	1027I*,1053I
			青春時間	188	学校の夏期の登校時間を1時間繰り上げ、放課後を有効活用する。	1	1			○						1087I
			学校間格差解消のための学校の長期休業の活用	237	夏休み・冬休み期間の小中学校の校舎開放を行い、児童生徒の学習の場を設け、子供たちの学力の底上げを図る。	1	1					○				1206I
			学力・学習状況調査の実施	238	国語・算数・理科・社会の4教科について、小学校5年生から中学校3年生までを対象とした、学力・学習状況調査を行う。	1	1								○	1207I
			小学校の教師の教科担任制	239	小学校の教師は全教科の授業を行っているが、向き不向きな教科もあると思われるので、教科担任制度を行う。	1	1					○				1208I
			社会保険労務士による道立高校での講義	240	高校生に働く上で必要な知識を身につけてもらうため、特別カリキュラムにより、社会保険労務士が道立高の非常勤講師として授業できるようにする。	1	1					○				1212I
			研究開発学校の指定	241	教育課程の編成を弾力化する研究開発学校の指定を知事ができるようにする。	1	1			○						1222I
			大学	国立大学法人の予算確保手段拡充	189	国立大学法人等の予算確保のため、起債等資金調達手段の多様化を図る。	1	1								○
		アジア学生受入制度の創設	190	卒業後5年間程度北海道内に住むことを条件に、アジアの学生を無償で受け入れる。	1	1						○			3103I	
	給食	給食に道内食材を利用	191	小中学校の給食に道内食材を利用する。	1	1								○	1058I	
		給食費未納対策	192	払えるのに払わない人への罰則適用や税金のような給与徴収方式の導入などを行う。	2	2					○				1059I,1060I	

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概要	提案数		検 討 結 果						関連提案番号 【 】は関連する答申項目		
								特区提案として 検討すべきもの		特区提案によらずとも 対応可能なもの						
								重 複 除 く	答 申 へ	継 続 検 討	国 の 専 掌	現 行 法 令	現 行 施 策		そ の 他	
J 福祉	福祉	福祉	孤児施設の一元化	193	孤児が同じ場所で成長できるよう、何箇所にも分かれている孤児施設の一元化を行う。	1	1				○			1064J		
			寄付金の損金処理制度	194	NPO法人や公益法人を全額損金処理対象とし、活動を支える企業を増やし、福祉を向上させる。	1	1		○						1066J	
			介護福祉費の適正化	195	収支構造を一般医療費収支構造と比較分析し、税制度、保険制度、政策費配分等を同水準に改善する。	1	1							○	3093J	
			カジノを取り入れた老人施設	196	医療施設など高齢者に関する全ての施設を備えたカジノ高齢者テーマパークを作る。	1	1							○	3074J	
			外国人人材受入れの促進	197	外国の介護福祉士資格があれば、日本の資格がなくても介護職員となれるようにする。	1	0							○	1033B*	
			福祉有償運送の規制緩和	198	旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域(所在市町村)にあることを要するという規制の緩和。	1	1		○							3099J
			介護サービス事業所等の指定	199	介護サービス事業所等の指定要件を条例で定めることができるようにし、地場業者を優先指定する。	1	1		○							3105J
			介護サービス事業所等の指定基準	242	介護サービス及び障害者福祉サービス事業所の指定基準を条例で定めるようにする。	1	1		○							1227J
			介護サービス指定基準等緩和	200	過疎地域等において、ヘルパー人数などの指定基準や介護報酬単価を地域の実態に即して設定する。	1	1								○	4019J
Z その他	その他	その他	ガソリン税	201	ガソリン税(道路税)は、道内にはあまり使用していない。	1	1							○	1048Z	
			旅券	202	旅券申請などの発券業務。	1	1			○						1050Z
			道路の維持管理	203	道路の管理、維持が地域の実情にあっていない。	1	1					○				1054Z
			少年犯罪法の見直し	204	少年犯罪を減らすために、少年犯罪法を低年齢化。	1	1				○					

<集計>

区分	提案数(重複含む)	項目数(NO.)	特区提案として検討すべきもの				特区提案によらずとも対応可能なもの					
			提案数	項目数	aの内訳		提案数	項目数	bの内訳			
					答申へ	継続検討			国の専掌	現行法令	現行施策	その他
A+B	a+b	A	a			B	b					
当初分	248 (288)	204 (NO. 1~NO.204)	106	65	13	52	142	139	10	37	35	57
追加分	40 (40)	38 (NO.205~NO.242)	28	26	4	22	12	12	2	6	0	4
合計	288 (328)	242 (NO. 1~NO.242)	134	91	17	74	154	151	12	43	35	61